

## 図表リスト

図2-1	実施体制組織図	表3-1	アジア太平洋障害者センターの研修プログラム
図3-1	敷地の形状	表3-2	施設の主要コンポーネント
図3-2	施設の基本構成	表3-3	建築設計・設備・消防関連内務省令
図3-3	受電設備計画	表3-4	部門別所要室の面積表
図3-4	給水設備計画	表3-5	バリアフリー施設設計の方法
表1-1	タイ近隣国の障害者の概況	表3-6	主要室の目標照度
表1-2	タイ国の障害者の障害別割合	表3-7	主要室の空気調和設備
表1-3	タイ国における障害者の教育水準	表3-8	現地汚水排水基準
表1-4	タイ国における障害者の雇用状況	表3-9	外部仕上表
表1-5	「アジア太平洋障害者の10年」の公道課題の主要政策分野	表3-10	室別内部仕上表
表1-6	タイ国における障害者支援分野での過去の関連案件（無償資金協力）	表3-11	主要機材の仕様
表1-7	タイ国における障害者支援分野での過去の技術協力	表3-12	計画機材リスト
表1-8	本プロジェクトに関連するプロジェクト技術協力	表3-13	品質管理基準等
表1-9	対象地域の障害者支援を実施している国際機関、2国間援助機関	表3-14	資機材の調達先等
表2-1	労働社会福祉省 公共福祉局 所管事項	表3-15	業務実施工程表
表2-2	アジア太平洋障害者センター小委員会の業務内容	表3-16	新設センターの人員配置
表2-3	アジア太平洋障害者センター小委員会の委員構成	表3-17	日本側負担経費
表2-4	障害者リハビリテーション委員会事務局（現障害者保護事務局）の業務内容	表3-18	新設センターの運転経費
表2-5	公共福祉局の年間予算		
表2-6	バンコク市の気候		

## 略語集

略語 (アルファベット順)	正式名称
ADB	Asian Development Bank アジア開発銀行
APCD	Asia-Pacific Development Center on Disability アジア太平洋障害者センター
BOD	Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量
CBR	Community-based Rehabilitation 地域に根ざしたリハビリテーション
CCTV	Closed Circuit Television 拡大読書器
DAISY	Digital Accessible Information System 音声情報システム
DPI	Disabled People's International 障害者インターナショナル
DPW	Department of Public Welfare 公共福祉局
E/N	Exchange of Notes 交換公文
ESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific 国連アジア太平洋経済社会委員会
FAO	Food and Agricultural Organization 国連食糧農業機関
Hz	Hertz ヘルツ
ICT	Information & Communication Technology 情報通信技術
IMF	International Monetary Fund 国際通貨基金
KVA	Kilo Voltage Ampere キロボルト・アンペア
IL	Independent Living 自立生活
ILO	International Labor Organization 国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency 国際協力事業団
LPG	Liquefied Petroleum Gas 液化石油ガス
LX	Lux ルクス
MLSW	Ministry of Labor and Social Welfare 労働社会福祉省
NECTEC	National Electronics and Computer Technology Center 国立電子計算機技術センター
NGO	Non-Governmental Organization 非政府組織、民間公益団体
SS	Suspended Solids 懸濁物質
UNESCO	United Nations, Educational, Scientific and Cultural Organization 国連教育科学文化機構
UNICEF	United Nations, Children's Fund 国連児童基金
WB	World Bank 世界銀行
WHO	World Health Organization 世界保健機関

要 約

## 要 約

アジア太平洋地域の障害者人口は約 3 億人、人口 10 人に 1 人の割合である。その多くは教育や就労などの社会参加の機会に恵まれておらず、特に若年層の障害者で教育や訓練を受ける機会があるものは 5 % 未満に過ぎないと推定されている。また、同域内では障害者支援サービスが都市部に集中しているため、障害者の大多数が住む農村地域においては、リハビリテーションなどの福祉サービスが受けられない状況にある。

タイ国における障害者数は人口の約 8% であるが、その内の 57% が肢体障害であり、以下 20% が視覚障害、10% が知的障害、6% が聴覚障害、5% が精神障害であると報告されている。タイ国は社会・経済的にインドシナの中心国であり、障害者支援分野でも周辺諸国より先んじているがそのタイ国においても障害者の社会参加の機会は乏しく 2001 年現在、タイの障害者の 30% は初等教育を受けておらず、また、60% 近い企業が法律で定められた障害者の雇用義務を遵守していない状況にある。特に 1997 年に発生した経済危機は障害者を含む社会的弱者の生活に失業、貧困などの深刻な影響をもたらしており、障害者支援が緊急の課題として顕在化している。

一方、タイ国ではアジア太平洋地域の障害者支援に関する多くの関係機関が活動している。例えばアジア太平洋地域の障害者支援に関して中心的立場にある「国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)」や障害者による国際的な NGO である「障害者インターナショナル (DPI)」のアジア太平洋ブロック本部がタイ国を拠点としている。これら多くの障害者関連機関が連携して「タイを核とした周辺国への障害者支援」を行うことにより、アジア太平洋地域の障害者への広域的な支援を効率・効果的に実施されることが期待されている。

タイ国の障害者に関する上位計画、関連政策は以下のとおりである。

第 8 次国家経済社会開発計画 (1996 ~ 2001)

国家障害者リハビリテーション計画 (1997 ~ 2001)

第 8 次特別教育開発計画 (1997 ~ 2001)

第 8 次保健計画 (1997 ~ 2001)

障害者リハビリテーション法 (1991 年制定)

これら国家計画や法整備に加えタイ政府は、障害者の有する権利と自由をタイ国内の障害者を含む社会全体に啓蒙するものとして「タイ障害者の人権宣言」を 1998 年末に発表した。この宣言には障害者の社会参加の権利、リハビリテーションや教育、職業訓練を受ける権利、また、情報を知る権利などが含まれている。

一方、アジア太平洋地域では、この地域の障害者が抱える問題の改善に向けて、国連による 1981 年「国際障害者年」や 1983 年～1992 年「国連・障害者の 10 年」などを契機に様々な取り組みがなされるようになった。特に 1992 年の国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会において、我が国の提唱により、「アジア太平洋障害者の完全参加と平等に関する宣言」が採択され、1992 年～2002 年を「アジア太平洋障害者の 10 年」とし、同地域における障害者の社会的地位の向上と社会参加のための同 10 年に係る行動課題が策定された。これはアジア太平洋地域で各国が障害者支援にかかる分野別の具体的な行動課題や活動目標を設定し、これらを期間内に実現化しようとするものであり、域内 36 カ国の署名により採択された。この活動目標の中には、アジア太平洋地域の広域的な障害者支援に関して関係機関の連携、指導者の養成、情報サービス・データベースの構築等が挙げられている。2002 年 5 月の ESCAP 総会において「アジア太平洋障害者の 10 年」における最終年の記念事業として日本国政府とタイ国政府の提案により、タイ国に「アジア太平洋障害者センター」を設立することが採択された。

日本国政府はアジア太平洋地域の開発途上国における障害者の社会的地位の向上に積極的に協力するため、2002 年の「アジア太平洋障害者の 10 年」の終結に際し、具体的な案件形成を図ることを目的として、1998 年に「タイ・インドネシア障害者福祉対策プロジェクト形成調査」を実施、さらにタイ国に企画調査員と個別専門家を派遣した。

これら調査の結果を踏まえ、タイ国政府は 2000 年 10 月に我が国に対して「アジア太平洋障害者センター」設立にかかる計画概要書（コンセプトペーパー）を提出し、技術協力プロジェクト（旧プロジェクト方式技術協力）、第三国研修、及び無償資金協力の要請を併せて行った。同計画概要書では、タイ国政府と日本国政府が中心となり、アジア太平洋地域における障害者支援分野の関係機関のネットワークの構築、情報提供、人材育成等を行うセンターをタイ国に設立することにより、国連の提唱する「障害者の完全参加と平等」に貢献するとの方針がまとめられている。センター設立に関する無償資金協力の要請の概要は以下のとおりである。

- 施設
  - ・管理棟（事務室、コンピューター室、図書室、展示室等）
  - ・研修棟（多目的ホール、会議室、食堂、管理室、宿泊施設等）
- 機材
  - ・コンピューターならびに関連機材
  - ・AV 機材（マイク、スピーカー、プロジェクター等）
  - ・研修・会議用家具（机、椅子、棚等）
  - ・宿泊室用家具（ベッド、クローゼット等）
  - ・リフト付バス

同要請を受け、国際協力事業団は2002年5月27日から同年6月25日まで基本設計調査を実施した。調査団は帰国後の国内解析に基づいて施設、及び機材計画をとりまとめ、2002年10月13日から同年10月22日まで基本設計概要書の現地説明を行い、本基本設計調査報告書を作成した。

協力対象事業の基本設計は、現地調査や協議の結果を踏まえ以下の方針に基づき実施した。

#### (1) 協力対象範囲

協力対象範囲の策定にあたっては、技術協力プロジェクトの活動を支援するものとし、2002年7月から開始された技術協力プロジェクトの「協議議事録」において両国の政府間で確認された以下のセンターの活動内容に即した施設・機材を計画した。

- ・研修活動 : アジア太平洋域内各国の障害者、及び障害者支援分野の指導者に対し研修を実施する。研修プログラムは以下のコースから構成される。

表1. アジア太平洋障害者センターの研修プログラム

番号	コース名	研修者数	期間	回数
1	IL(自立生活)ワークショップ	40	1週間	2
2	IL(自立生活)研修	12	2カ月	3
3	ピアカウンセラー研修	12	2週間	3
4	相互理解ワークショップ	12	10日間	1
5	CBR(地域に根ざしたりハビリテーション)研修	12	2カ月	3
6	キャパシティビルディングワークショップ	12	10日間	1
7	自助団体強化研修	12	2カ月	3
8	キャパシティビルディング	40	1週間	5
9	ウェブによるネットワーク構築	20	1週間	5
10	視覚障害者研修	5	3カ月	3
11	ICT(情報通信技術)機器普及研修	10	2カ月	3
12	教材作成研修	10	2カ月	3
13	ESCAP バリアフリー環境研修	10	1カ月	3

(注: 研修の回数は5年間のプロ技期間)

- ・情報支援 : 障害者支援に関する情報の提供・収集、データベースの構築を行う。
- ・ネットワーク構築 : 域内各国の障害者支援団体との連携・協力業務を推進する。
- ・管理業務 : センターの事業評価、基金の運用、障害者関連の研究開発との連携・協力、障害者に係る人権の啓蒙などの業務を行う。

#### (2) 施設配置

計画サイトはチットラダ宮殿に近いバンコク市の中心部(Rajvithi Rd., Rajthevi, Bangkok)に位置している。同サイトは大きくは幹線道路であるラチャビティ通りに面した部分と、ラマ6世通りに面した部分との2つに分断された飛地が細長い土地で繋がっている不整形な形状をしている。このため、施設の配置にあたっては敷地の形状を活かしながら、施設の機能が効率的に発揮されるよう計画した。すなわち幹線道路に面する

敷地には一般市民の出入を考慮して事務棟を配置し、1階にインフォメーション・リソース室、食堂、電気室等、2階に執務室、会議室等、3階には障害者関連団体の事務スペースを計画した。他方のラマ6世通りに面する敷地には研修棟を配置し、1階に研修関係の諸室、2階に宿泊室と関連諸室を計画した。また、これら2棟は渡り廊下で接続する計画として、この渡り廊下に付帯して車椅子対応のスロープを配してどちらの施設からもアクセスできる計画とした。

### (3) 施設のバリアフリー化

計画にあたっては肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・知的障害・精神障害などの障害を持つ利用者に配慮した設計とする必要がある。さらにセンターの施設自体がバリアフリーデザイン啓蒙のための情報を提供するモデル施設となるよう施設、及び機材の計画を行った。なお、バリアフリーの設計指針は以下に準拠した。

- 1 . Promotion of Non-Handicapping Physical Environments for Disabled Persons Guidelines (1994, ESCAP) : 国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) の推奨指針
- 2 . Ministerial Regulation No. 4 : タイ国のバリアフリー設計基準

施設計画、機材計画の概要はそれぞれ表2, 表3のとおりである。

#### 施設計画

表2 . アジア太平洋障害者センターの施設内容

施設部門名	室名	計画面積 (㎡)
研修活動部門	多目的ホール	158.4
	研修室 1	74.5
	研修室 2	72.9
	コンピューター研修室	82.2
	受付、当直室	38.7
	講師室	20.8
	宿泊室 (2ベッド室×14室、1室29.5㎡)	413.0
	宿泊室 (4ベッド室×1室)	55.3
	その他合計	121.4
情報支援部門	インフォメーションリソース室	100.0
	マルチメディア製作室	44.4
	レコーディング室	13.9
	その他	10.0
ネットワーク構築部門	会議室	97.8
	関連団体事務室(1)	97.7
	関連団体事務室(2)~(4)	228.6
	その他合計	38.9
管理業務部門	事務室	227.7
	食堂	190.5
	厨房	62.2
	その他合計	157.8

サービス部門	リネン庫、洗濯室等合計	49.7
	宿泊用倉庫	38.8
	機械室、電気室等（事務棟）合計	132.7
共用施設	エレベーター	23.5
	階段、通路、ホール、倉庫等	-
外部施設	渡り廊下、スロープ、宿泊室避難バルコニー	-
	屋外廊下、屋外階段	-
	障害者用駐車場	-
床面積合計		3,390.5 m <sup>2</sup>

## 機材計画

表3．アジア太平洋障害者センターの機材内容

機材名	数量	使用目的
液晶プロジェクター	3	研修やセミナー開催時に、主にコンピューターを使用したプレゼンテーションを行うために使用する。
ビジュアルプレゼンター	2	研修やセミナー開催時に使用する。主に資料の細部拡大や立体物資料のプレゼンテーションを行うために使用する。
デジタルビデオカメラ	2	活動内容の記録や研修用の教材・資料などを作成するために使用する。
スピーカーセット、携帯型	3	施設内の様々な部屋での研修やセミナー開催時に使用する。マイクロフォンについては、ワイヤレス型とタイピン型の2種類を含むものとする。
同時通訳セット、携帯型	1	研修やセミナー開催時に使用する。近隣諸国との交流も計画されているため、3カ国の言語対応を想定した構成とする。施設内の様々な部屋で使用するため携帯型とする。
会議セット	1	外部関連団体等との会合やセミナーの他、対象施設内で行う20名規模の会議で使用する。
スピーカーセット、壁掛型	1	多目的ホールでの研修やセミナー開催時に使用する。マイクロフォンについては、ワイヤレス型とタイピン型の2種類を含む。
ビデオ編集システム	1	研修用の教材・資料の作成および広報資料の作成を行う。また、研修生が持ちこむビデオ情報の編集にも使用する。
コンピュータセットA	1	コンピューター研修全般に使用。講師用2台、研修生用20台とし、視覚障害者や肢体障害者が使用するコンピューター操作補助装置セットを含む。
コンピュータセットB	2	インフォメーションリソース室にて情報検索用として使用する。対象施設の活動内容の紹介や様々な障害者支援情報を提供するために使用する。
コンピュータセットC	2	マルチメディアプロダクション室にて使用する。点字プリンター専用コンピューターとして、研修やセミナーで使用する点字文書の教材・資料作成に用いる。
コンピュータセットD	1	デジタル音声システム(DAISY)仕様のCD 図書作成専用コンピューターとして使用する。



コンピュータセット E	3	研修やセミナーにおけるプレゼンテーション用として使用する。使用場所が多目的ホール、研修室、会議室等、多岐にわたるため、ラップトップ型の可搬性を考慮したものとする。
ネットワークセット	1	ネットワークは研修棟側に設置される研修・情報提供用のネットワークと事務棟側に設置される事務管理用ネットワークの2系統を計画する。
コピー機	2	資料を複写する。
点字プリンター (単票用紙用)	1	研修やセミナーで使用する点字文書の教材・資料作成に用いる。使用する用紙は単票用紙である。
点字プリンター (連続用紙用)	1	研修やセミナーで使用する点字文書の教材・資料作成に用いる。使用する用紙は連続用紙である。
立体コピー作成機	2	文字情報をそのまま浮き出させて印刷する装置で、文字・イラスト・絵画・写真などを触知することが可能となる。自分自身で描いた文字や絵の確認や描画のトレーニングを始め、視覚障害者の創造性と表現力を養うために使用する。
拡大読書器 (CCTV)	2	書籍、地図、印刷物などの資料をカメラで写し、テレビモニター上に拡大する装置。インフォメーションリソース室に設置し、視力障害者のための資料閲覧に用いる。
CD 図書再生機	2	デジタル音声システム(DAISY)方式で作成されたCD図書を再生する読書機で、清眼者が読書するのと同じように、拾い読み、ページの呼び出し、スキップ、読み上げ速度の調整ができるもので、CD図書閲覧用に用いる。
電動車椅子	3	研修に参加する重度障害者対応用として計画する。特に、重度障害者の積極参加をすすめている自立生活研修においては不可欠な機材である。
リフト付きバス	1	研修員・介助者・講師・通訳等に乗せ、現場研修の移動に使用する。6 台の車椅子の搭載が可能であり、車椅子の研修生などが容易に乗降出来るようにリフト付きのバスとする。

本プロジェクトを日本国政府の無償資金協力で実施する場合、施設の規模、現地の建設事情や天候などから判断して全体工期は詳細設計や入札業務も含めて 19 ヶ月となる。概算事業費は 5.43 億円(日本国政府負担分 5.40 億円、タイ国政府負担分 300 万円)である。

本協力対象事業が実施された場合、アジア太平洋地域の障害者のエンパワーメント化の促進を目的として、域内各国の障害者支援にかかる人材の育成、情報の収集・提供、関連機関のネットワーク構築を行うための施設と機材が整備され、下記の効果が期待できる。

1. 年間約 120 名に対して障害者支援の分野に係る研修を実施することにより、域内各国の障害者支援活動に関わる人材の育成が可能となる。
2. 施設の全体にわたりバリアフリー設備が整備されることにより、障害者の研修への参加をはじめとして広く障害者の利用に対応した環境を提供できる。

さらに本センターの設立により以下の活動が可能になり、アジア太平洋域内における障害者の社会的地位の向上と社会参加が促進される。

- 1．域内各国の障害者の指導にあたる人材が、本センターで研修を受けることにより、研修で得た知識の啓蒙や技能の実践を母国で行えるようになる。
- 2．本センターが提供する情報を各国の公的機関や NGO などの障害者支援機関が利用可能になる。
- 3．障害者支援にかかる国際機関、各国の機関、NGO のネットワークが構築される。本センター開所後の 5 年間に於いて、域内約 30 カ国の障害者にかかる代表機関、および約 75 カ所の障害者関連機関とのネットワークの構築を支援できる。

計画された施設・機材の内容には、それらの運営・維持管理に専門性の高い技術や過大な運営費を必要とするものは含まれていない。また、プロジェクト実施後に必要となる維持運営費については、日本による無償資金協力の実施に伴い必要となるタイ側の負担諸費用を含めて、タイ国側が準備することが確認された。

本プロジェクトは前述のように多大な効果が期待されると同時に、広くアジア太平洋地域における障害者のエンパワーメント化の促進に寄与するものであることから、協力事業の一部に対して、我が国の無償資金協力を実施することの妥当性が確認された。

さらに、本プロジェクトをより効果的かつ効率的なものとするためには、アジア太平洋域内の障害者関連機関との協力と、タイ国政府による継続的な本センター運営への支援が不可欠である。

序文

伝達状

位置図・完成予想図・写真

図表リスト・略語集

要約

目次

<b>第1章 プロジェクトの背景・経緯</b> .....	<b>1</b>
1-1 当該セクターの現状と課題 .....	1
1-1-1 現状と課題 .....	1
1-1-2 開発計画 .....	3
1-1-3 社会経済状況 .....	4
1-2 無償資金協力要請の背景・経緯および概要 .....	6
1-3 我が国の援助動向 .....	7
1-4 他のドナーの援助動向 .....	8
<b>第2章 プロジェクトを取り巻く状況</b> .....	<b>9</b>
2-1 プロジェクトの実施体制 .....	9
2-1-1 組織・人員 .....	9
2-1-2 財政 .....	11
2-1-3 技術水準 .....	11
2-1-4 既存施設・機材 .....	12
2-2 プロジェクト・サイト及び周辺の状況 .....	12
2-2-1 関連インフラの整備状況 .....	12
2-2-2 自然条件 .....	13
2-2-3 環境への影響 .....	13

<b>第3章 プロジェクトの内容</b> .....	<b>14</b>
<b>3-1 プロジェクトの概要</b> .....	<b>14</b>
<b>3-2 協力対象事業の基本設計</b> .....	<b>15</b>
3-2-1 設計方針 .....	15
3-2-2 基本計画 .....	24
3-2-2-1 施設計画 .....	24
3-2-2-2 機材計画 .....	35
3-2-3 基本設計図 .....	43
3-2-4 施工計画 / 調達計画 .....	54
3-2-4-1 施工方針 / 調達方針 .....	54
3-2-4-2 施工上 / 調達上の留意事項 .....	55
3-2-4-3 施工区分 / 調達・据付区分 .....	57
3-2-4-4 施工監理計画 / 調達監理計画 .....	58
3-2-4-5 品質管理計画 .....	58
3-2-4-6 資機材等調達計画 .....	59
3-2-4-7 実施工程 .....	60
<b>3-3 相手国側分担事業の概要</b> .....	<b>62</b>
<b>3-4 プロジェクトの運営・維持管理計画</b> .....	<b>63</b>
<b>3-5 プロジェクトの概算事業費</b> .....	<b>64</b>
3-5-1 協力対象事業の概算事業費 .....	64
3-5-2 運営・維持管理費 .....	65
<b>3-6 協力対象事業実施に当たっての留意事項</b> .....	<b>65</b>

第4章	プロジェクトの妥当性の検証	66
4-1	プロジェクトの効果	66
4-2	課題・提言	66
4-3	プロジェクトの妥当性	67
4-4	結論	67

[ 資料編 ]

1. 調査団員・氏名
2. 調査行程
3. 関係者(面会者)リスト
4. 当該国の社会経済状況(国別基本情報抜粋)
5. 討議議事録
  - (1) 基本設計調査時
  - (2) 概要説明調査時
6. 事業事前評価表
7. 参考資料 / 入手資料リスト
8. 維持管理費用内訳
9. 要請機材検討表
10. 機材配置表
11. 敷地現況図
12. 地質調査結果

## 第1章 プロジェクトの背景・経緯

# 第1章 プロジェクトの背景・経緯

## 1-1 当該セクターの現状と課題

### 1-1-1 現状と課題

#### (1) アジア太平洋地域の障害者の現状

アジア太平洋地域の障害者人口は約3億人、人口10人に1人と推定されている。同域内の各国では国際的な障害者支援の潮流に沿って障害者に関する法律や施設が整備されつつあり、障害者自身の自助団体が組織化されるなど多くの分野で改善が進みつつある。しかし、このような活動にも関わらず、以下のような諸分野において障害者の社会参加は限られた状態にある。

- ・ 医療分野：リハビリテーション、義肢装具などの補助機器の入手
- ・ 職業分野：雇用、職業訓練
- ・ 社会分野：障害者が参加できる物理的、社会的環境
- ・ 教育分野：教育、カウンセリング

特に教育分野においては、若年層の障害者で教育や職業訓練を受ける機会がある者は5%未満と推定されている。また、同域内の障害者の65~80%は農村地域に住んでいるが、障害者支援サービスの9割以上が都市部に集中しているため、リハビリテーションなどの医療分野の必要なサービスも受けられない状況にある。タイ近隣国（ラオス、ベトナム、カンボディア、ミャンマー）における障害者の概況は表1-1のとおりである。

表1-1 タイ近隣国の障害者の概況

国名	障害者数(人)	対人口比	都市部居住	農村部居住
カンボディア	169,058	N/A	15.7%	84.3%
ラオス	約40,000	7-8%	N/A	N/A
ミャンマー	81,000	1.76%	N/A	N/A
ベトナム	6,161,518	N/A	12.73%	87.27%

出典：・カンボディア：国立統計局、計画省 ・ラオス：国家統計事務局 ・ミャンマー：社会福祉省 ・ベトナム：労働、戦傷、社会省

#### (2) タイ国の障害者の現状

タイ国の障害者に関する統計調査はいくつかの機関で実施されているものの、未だに不十分であり、特に地方における障害者の実態はほとんど把握されてない。障害者施策を統括する障害者リハビリテーション委員会は保健省国立保健基金の統計を使用しているが、この統計によるとタイ国における障

害者数は人口の約 8%であり、その内訳は表 1-2 のとおりとなっている。

表 1 - 2 タイ国の障害者の障害別割合

障害の種類	人数	割合
肢体不自由	2,745,813	56.9%
視覚障害	955,485	19.8%
聴覚障害	299,129	6.2%
知的障害	477,742	9.9%
精神障害	226,807	4.7%
重複障害、その他	120,642	2.5%

(出典：保健省国立保健基金、1996年)

日本においては精神障害、知的障害および内部障害の割合が 5 割強を占めているのに対し、タイ国の統計ではこれらの割合が非常に低い。これは統計調査が外観で確認できる障害にとどまっているためと推察されている。また、タイ国においても都市部の障害者は 11.7%、農村部では 88.3%と農村部に居住する障害者が大多数を占める。

タイ国における障害者の社会参加の現状に関して、教育水準を表 1-3 に雇用状況を表 1-4 にそれぞれ示す。これらによるとタイ国においても障害者の社会参加の機会は乏しく 2001 年現在、タイ国の障害者の 30%は初等教育も受けておらず、また、60%近い企業が障害者を雇用する法律上の義務を遵守していない状況にある。特に 1997 年に発生した経済危機は障害者を含む社会的弱者の生活に失業、貧困などの深刻な影響をもたらし、その対策が緊急の課題として顕在化している。

表 1 - 3 タイ国における障害者の教育水準

教育レベル	障害者数(人)
教育なし	81,339
初等教育未満	19,366
初等教育(1-3学年)	80,402
初等教育(4-6学年)	7,249
初級中等教育(LS: Lower Secondary)	12,665
教員養成課程(LSから2年)	36
職業訓練課程(LSから2年)	1,880
技術訓練課程(LSから2年)	122
高度教員養成課程(LSから4年)	167
高度職業訓練課程(LSから4年)	937
上級中等教育	2,011
大学	102
学士号所持	1,225
学士より上級の学位所持	84
その他	71,050
学齢未満	519
データ無し	124
合計	279,378

(出典：障害者リハビリテーション委員会事務局)



表 1 - 4 タイ国における障害者の雇用状況

	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
	企業数	障害者数	企業数	障害者数	企業数	障害者数	企業数	障害者数	企業数	障害者数	企業数	障害者数
従業員 200 名以上の企業数	4,822	12,055	5,119	12,798	5,415	15,063	5,675	16,111	5,133	11,555	5,301	10,602
上記企業の内、障害者を雇用している企業	644 (13%)	1,287 (10%)	509 (9.7%)	1,017 (7.9%)	408 (7.5%)	815 (5.4%)	398 (7.0%)	958 (5.9%)	202 (3.9%)	370 (3.2%)	168 (3.1%)	224 (2.1%)
障害者基金に納付している企業数、納付金(バーツ)	223	560	485	1274	470	1,342	521	1,086	530	1,165	572	1,231
	14.56 百万		33.12 百万		34.93 百万		34.45 百万		34.49 百万		36.39 百万	
障害者省令を遵守している企業	2,331 (48%)		2,535 (49%)		2,955 (54%)		2,691 (47%)		1,607 (31.30%)		2,254 (43%)	
障害者省令を遵守していない企業	2,491 (52%)		2,584 (51%)		2,460 (45%)		2,985 (52%)		3,526 (68.70%)		3,047 (57%)	

( 出典：障害者リハビリテーション委員会事務局 )

## 1 - 1 - 2 開発計画

### ( 1 ) アジア太平洋地域における開発計画

国連は、障害者が抱える問題の改善に向けて「知的障害者の権利宣言(1971年)」、「障害者の権利宣言(1975年)」を出し、1981年を「国際障害者年」と定めた。さらに1983年～1992年を「国連・障害者の10年」として「障害者の機会均等化」を障害者支援にかかる重要な課題として推進した。

アジア太平洋地域では「国連・障害者の10年」に続き、1992年の国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)総会において、我が国の提唱により、「アジア太平洋障害者の完全参加と平等に関する宣言」が採択され、1992年～2002年を「アジア太平洋障害者の10年」とし、同地域における障害者の社会的地位の向上と社会参加に係る同10年の行動課題が策定された。これはアジア太平洋地域の障害者支援にかかる同期間内の具体的な行動課題や活動目標を設定したもので、域内36カ国の署名により採択された。表1-4は「アジア太平洋障害者の10年」の行動課題の骨子となる政策分野を示すが、アジア太平洋地域の障害をもつ人々の社会参加と平等を支援するために必要な政策と問題領域が掲げられている。

表 1 - 5 「アジア太平洋障害者の10年」の行動課題の主要政策分野

<ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内調整 (National coordination)</li> <li>- 法律 (Legislation)</li> <li>- 情報 (Information)</li> <li>- 国民の認識 (Public awareness)</li> <li>- アクセシビリティとコミュニケーション (Accessibility and communication)</li> <li>- 教育 (Education)</li> <li>- 訓練と雇用 (Training and employment)</li> <li>- 障害の原因の予防 (Prevention of causes of disabilities)</li> <li>- リハビリテーション・サービス (Rehabilitation services)</li> <li>- 福祉機器 (Assistive devices)</li> <li>- 自助団体 (Self-help organizations)</li> <li>- 地域協力 (Regional cooperation)</li> </ul>
---

( 出典 ESCAP、日本リハビリテーション協会訳 )

ESCAP は、障害者と高齢者のバリアフリー環境推進を「アジア太平洋障害者の10年」の大きな目標として、「アジア太平洋地域における障害者や高齢者のためのノンハンディキャップ環境推進プロジェクト」を展開している。さらに、ESCAP は各国の障害者関連法整備を支援しており、既にインド、インドネシア、パキスタン、フィリピン、スリ・ランカ、タイ、中国等の国々で障害者に関連する法が制定されている。

また、アジア太平洋地域では、多くの自助団体 NGO や専門家団体 NGO が活動しているが、特に NGO は農村地域での CBR（地域に根ざしたリハビリテーション）活動に大きな成果をあげている。

## （2）タイ国における開発計画

タイ国における障害者政策は大きくは国際的な障害者支援施策との関連において展開されており、また法的整備も進んでいる。タイ政府の障害者政策は、1991年制定の障害者リハビリテーション法に基づいて労働社会福祉大臣の下に設置された「障害者リハビリテーション委員会」とその事務局である「障害者リハビリテーション委員会事務局」を中心として、各省庁との連携のもとに進められている。タイ国の障害者に関する上位計画、関連政策は以下のとおりである。

第8次国家経済社会開発計画（1996～2001）

国家障害者リハビリテーション計画（1997～2001）

第8次特別教育開発計画（1997～2001）

第8次保健計画（1997～2001）

障害者リハビリテーション法（1991年制定）

これら国家計画や法整備に加えタイ政府は、障害者の有する権利と自由をタイ国内の障害者を含む社会全体に啓蒙するものとして「タイ障害者の人権宣言」を1998年末に発表した。この宣言には障害者の社会参加の権利、リハビリテーションや教育、職業訓練を受ける権利、また、情報を知る権利などが含まれている。

### 1 - 1 - 3 社会経済状況

タイは海外からの直接投資を梃子に輸出産業を牽引役とした開発戦略により、1987年から1995年まで毎年8%を超える経済成長を遂げた。このような急速な経済発展により伝統的な農業国から離陸し、東アジアの経済成長センターの一翼を担うようになったが、同時に都市部の肥大化、都市部と地方の所得格差の拡大、環境の破壊など、経済成長に伴う種々の問題をもたらした。このような背景からタイ政府は第8次国家経済社会開発5か年計画（1996年10月から2001年9月までの5年間）において、8%の経済成長率を目標としながらも国民生活の質の向上に重点を置く「人間中心の開発」を基本理念

として打ち出すとともに、メコン河流域 6 ヶ国（タイ、ラオス、ヴィエトナム、カンボディア、ミャンマー、中国）との地域協力、及び東部・南部・西部の各臨海地域開発に関する基本構想を明らかにした。

その後 1997 年の経済危機の発生を反映して第 8 次計画においては「人間中心の開発」という基本理念は維持しつつも、マクロ経済の安定化、産業構造改革の推進、経済危機の国民生活への影響の緩和、行政改革の推進といった分野に重点を置くとの修正がなされた。また、経済成長率を始めとする経済指標については IMF との協議を通じ大幅な下方修正を行い、当面の経済危機の克服を最重要課題としている。

一方でタイ国は社会・経済的にインドシナの中心国であり、障害者支援分野でも周辺諸国より先んじている。また、アジア太平洋地域の障害者支援に関する中心的立場にある「国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）」や障害者による国際的な NGO である「障害者インターナショナル（DPI）」のアジア太平洋ブロック本部がタイ国を拠点としている。このようにタイ国では同地域の障害者支援に関して蓄積のある多くの関係機関が活動しているが、これらの機関が連携して「タイを核とした周辺国の障害者支援」が効率・効果的に実施されることが期待されている。

## 1 - 2 無償資金協力要請の背景・経緯及び概要

日本政府はアジア太平洋地域の開発途上国における障害者の社会的地位の向上に積極的に協力するため、2002年の「アジア太平洋障害者の10年」の終結に際し、具体的な案件形成を図ることを目的として、1998年に「タイ・インドネシア障害者福祉対策プロジェクト形成調査」を実施した。さらに1999年度からは関連法が整備され、かつ障害者団体やNGOの組織化が比較的進んでいるタイ国に企画調整員と個別専門家を派遣した。

これら調査の結果を踏まえ、タイ国政府は2000年10月に我が国に対して「アジア太平洋障害者センター」にかかるコンセプトペーパーを提出し、技術協力プロジェクト、第3国研修、及び無償資金協力の要請を併せて行った。同コンセプトペーパーでは、タイ国政府と日本政府が中心となり、アジア太平洋地域における障害者支援関係機関のネットワークの構築、情報提供、人材作成等を行う施設をタイ国に設立することにより、国連の提唱する「障害者の完全参加と平等」に貢献していく方針がまとめられている。アジア太平洋障害者センター設立にかかる無償資金協力の要請の概要は以下のとおりである。

- |    |  |
|----|--|
| 施設 | <ul style="list-style-type: none"><li>・管理棟（事務室、コンピュータールーム、図書室、展示室等）</li><li>・研修棟（多目的ホール、会議室、食堂、管理室、宿泊施設等）</li></ul>  |
| 機材 | <ul style="list-style-type: none"><li>・コンピューターならびに関連機材</li><li>・AV機材（マイク、スピーカー、プロジェクター等）</li><li>・研修・会議用家具（机、椅子、棚等）</li><li>・宿泊室用家具（ベッド、クローゼット等）</li><li>・リフト付バス</li></ul> |

タイ政府からの同要請を受け、我が国は本センター設立準備支援ならびにタイ国内関係機関の意見調整のため、2001年4月から個別専門家を派遣、さらに本センターの広域案件としての位置付けや具体的活動内容を検証するために、2001年8月、12月の2回にわたり短期調査ならびに無償資金協力予備調査を合同で実施した。これら調査を通じタイ国政府の本センター運営にかかる予算承認と本センター施設の建設予定地の提供が確認された。

一方、2002年5月のESCAP総会においては「アジア太平洋障害者の10年」における最終年の記念事業として日本国政府とタイ国政府の提案により、タイ国に「アジア太平洋障害者センター」を設立することが採択され、2002年7月より、同センターの運営にかかる技術協力プロジェクトが我が国の協力により開始された。

### 1 - 3 我が国の援助動向

タイ国での障害者支援分野における我が国の援助実績としては以下がある。

#### (1) 無償資金協力

表 1 - 6 タイ国における障害者支援分野での過去の関連案件（無償資金協力）

案件名	実施年度	供与限度額	案件概要
労災リハビリテーションセンター建設計画	1983 年度	10.90 億円	施設建設・機材調達

#### (2) 技術協力

表 1 - 7 タイ国における障害者支援分野での過去の技術協力

技術協力の種類	期間	概要
専門家派遣	1987 年度～現在	義肢補装具技術、バリアフリー環境、職業リハビリテーション等の分野に短期専門家 10 名、長期専門家 5 名派遣
シニアボランティア	1997 年度～現在	ソーシャルワーカー、障害者体育、針灸マッサージの分野に 4 名派遣
海外青年協力隊	1992 年度～現在	理学療法士、養護、義肢補装具技術、青少年活動、職業訓練等の分野に 80 名以上派遣
第三国研修	1999 年、2001 年 1999 年、2000 年	ESCAP アジア太平洋地域における障害者や高齢者に優しい街づくりに関する研修指導者養成地域研修 DPI 身体障害者セミナー
第二国研修	1999 年 2001 年	OCRDP 障害者自立支援技術研修 ESCAP 障害者のアクセスを考慮した公共施設計画
研修員受入	1991 年～現在	リハビリテーション専門家コース、障害者リーダーコース、障害者自立支援技術等 80 名以上の受入実績

また、本プロジェクトと連携して以下の技術協力が実施されている。

表 1 - 8 本プロジェクトに関連する技術協力プロジェクト

プロジェクト名	期間	概要
アジア太平洋障害者センタープロジェクト	2002 年 8 月 1 日～ 2007 年 7 月 31 日	アジア太平洋地域の障害者分野にかかる人材育成、情報支援、協力機関との連携

なおタイ国では、当該分野における我が国の有償資金協力の実績はない。

## 1 - 4 他ドナーの援助動向

タイ国では、アジア太平洋地域の障害者支援を目的として国際機関や NGO が活動している。この内、本プロジェクトと関連する事業を実施している主要機関としては以下がある。

表 1 - 9 対象地域の障害者支援を実施している国際機関、2 国間援助国

援助機関名	プロジェクト概要
アジア太平洋社会経済委員会(ESCAP)	アジア太平洋地域各国の障害者政策にかかる調整指導、法整備への支援、また「アジア太平洋地域における障害者や高齢者のためのノンハンディキャップ環境推進プロジェクト」による域内各国のバリアフリー環境の推進とガイドライン作成。
国連教育科学文化機関(UNESCO)	国際 NGO やタイ国 NGO と連携した障害児統合教育プロジェクトの実施、またその推進にかかるテキストの作成と普及活動を実施。
国連食糧農業機関(FAO)	タイ国社会開発人権保護省 青少年、弱者、障害者および高齢者保護局(前労働社会福祉省公共福祉局)と共同で農村地帯の障害者自立のための農業技術訓練を実施。カンボディアで、障害者の農民が訓練プログラムに差別なく参加できるようにするため統合的な伝染病管理のための能力開発を実施。
国際労働機関(ILO)	WHO と連携した CBR(地域に根ざしたリハビリテーション)のマニュアルの整備、及びタイ国政府行政官の人材育成プログラムの実施。
アジア開発銀行(ADB)	10 カ国から政府職員を招き、開発と障害に関する地域ワークショップを開催(1999 年)。カンボディア、インド、フィリピン、スリランカの 4 カ国で貧困撲滅の取組における障害者問題を特定するプロジェクトを実施中。障害関連問題が取り込まれた社会保護方策を採択(2001 年)。モンゴルで障害者の雇用機会を拡大するための無償資金協力を実施。
国際児童基金(UNICEF)	カンボジア及びラオスを含む 16 カ国における、地雷被害防止を目的とした支援、またカンボジア、中国、インド、モンゴル、ネパール、スリランカ、ベトナム等における幼年期障害根絶等の他の国際機関と連携した共同プロジェクトを実施。
世界銀行(WB)	インドで障害者問題調査プロジェクトへの融資(2002)、WB バンコク事務所は 2000 年に 2 件、2001 年に 1 件の小規模無償案件を実施。WB 本部は障害者の貧困撲滅に 25 百万 USドルの予算を確保。
オーストラリア(AusAID, 豪大使館)	タイ国にて障害者家族支援、地雷被害者支援、障害者の人権保護、研修等の様々なプロジェクトを実施(予算 0.3 百万～1.3 百万バーツ)。
カナダ(CIDA, 加大使館)	インドシナ地域の障害者支援、職業訓練、障害者の権利保護、研修等の様々なプロジェクトを実施(予算 1 万～5 万 USドル)。タイで NECTEC, 障害教育施設に技術協力を実施
米国(米大使館)	大使館、米国教育省により自立生活特殊教育ワークショップを実施。タイの大学に障害者のための情報技術また福祉機器技術の研究にかかる技術支援を実施。

## 第2章 プロジェクトを取り巻く状況

## 第2章 プロジェクトを取り巻く状況

### 2 - 1 プロジェクトの実施体制

#### 2 - 1 - 1 組織・人員

本プロジェクトの実施に当たっては以下の部署がそれぞれの業務を担当する。なお、2002年10月にタイ国において行政機構改革が実施されたが、基本設計概要説明時点で正式な外国語の省庁名については確定していない。

計画責任機関：社会・人間開発省 児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局(前 労働社会福祉省 公共福祉局)

本プロジェクトの受入れ政府代表機関としての責任を負い、局長、又は副局長が本プロジェクトに関する公的書類の署名者となる。同局の前身である労働社会福祉省公共福祉局の所管事項は以下のとおりである。

表2 - 1 労働社会福祉省 公共福祉局 所管事項

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 青少年健全育成</li><li>2. 女性地位向上</li><li>3. 高齢者福祉</li><li>4. 貧困対策</li><li>5. 障害者福祉</li><li>6. 災害被災者対策</li><li>7. 家族・地域社会対策</li><li>8. 私的社会サービス事業振興</li><li>9. 社会事業・福祉調査研究</li><li>10. へき地開発及び職業訓練</li><li>11. 山岳少数民族自立支援</li><li>12. 公共福祉局直営質店経営</li></ol>
--

計画決定機関：アジア太平洋障害者センター小委員会（執行評議会に改組予定）

大臣から任命された委員により構成される委員会で、本プロジェクトの計画内容を協議・決定する。2000年5月29日にタイ国で正式に承認された規約によると、同委員会の業務内容は以下のように定められている。

表2 - 2 アジア太平洋障害者センター小委員会の業務内容

<ol style="list-style-type: none"><li>1. アジア太平洋障害者センターに係る取り決めと設立準備</li><li>2. 同センターの詳細を記した企画書の内閣への提出</li><li>3. 同センターに対する日本の協力内容の調整</li><li>4. 障害者関連NGOによる同センターへの協力促進</li><li>5. 同センターの事務局長及び職員を選定</li></ol>
--



また、同委員会の委員は以下の 21 名により構成されている。

表 2 - 3 アジア太平洋障害者センター小委員会の委員構成

委員名	所属	肩書
・ 2000 年 5 月 29 日に承認された委員		
Ms. BenJa Chonlatanon (Ph.D)	教育省 ラジャバット大学特殊教育センター	校長
Mr. Prapote Petrakard (M.D.)	障害児童基金	委員長
Mr. Yutaka Takamine	国連アジア太平洋経済社会委員会 ( ESCAP )	障害分野専門家
Mr. Banchong Amornchewin	首相府経済技術協力局 ( DTEC )	日本部部長
Ms. Wantanee Panthuchat	国立電子計算機技術センター ( NECTEC )	講師
Ms. Pattariya Jarutat (M.D.)	保健省 シンソク国立障害者リハビリテーションセンター	校長
Official	教育省 普通教育局特殊教育部	
Official	大学省 教育サービス部	
Official	労働社会福祉省 技能開発局女性、児童技能開発局	
Mr. Wiriya Namsiripongpung	タイ盲人協会、タマサート大学	会長、教授
Mr. Montian Buntan	大学省 マヒドル大学ラチャスダ校	副校長
Mr. Narong Patibatsarakich	障害者インターナショナル ( DPI ) アジア太平洋支部	会長
Ms. Surapee Vasinota	労働社会福祉省 公共福祉局	副局長
Ms. Saranpat Anumatrajki	労働社会福祉省 公共福祉局 障害者リハビリテーション委員会事務局	書記課長
・ 2002 年 5 月 18 日に追加された委員		
Ms. Jitprapa Sri-on (Ph.D)	大学省 マヒドル大学ラチャスダ校	校長
Mr. Sirichai Subsiri	タイ障害者協会	会長
Dr. Udom Pejarasangham	保健省 精神保健局 ラジャヌカ病院	会長
Mr. Topong Kulkhanchit	障害者インターナショナル ( DPI ) アジア太平洋支部	地域開発長
Mr. Supornum Mongkoisawadi	レデンプトリスト障害者職業訓練校	校長
Mr. Surasak Jittasettakul	タイ聴覚障害者協会	委員
Mr. Prayat Punongong	障害者インターナショナル ( DPI ) アジア太平洋支部	副会長

計画業務機関：障害者保護事務局（前 障害者リハビリテーション委員会事務局）

児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局下の部署で本プロジェクトに伴う諸業務を実施する。同局は、タイ国の障害者支援にかかる以下の 9 項目の職務を担当している。

表 2 - 4 障害者リハビリテーション委員会事務局（現障害者保護事務局）の業務内容

1 . 障害者のリハビリテーション・プログラムと福祉の提供に関して、国内外の NGO と政府組織との協力調整を行う。
2 . 障害の予防や治療、リハビリテーションのため、障害者に関するデータの収集を行う。
3 . 障害の予防や治療、リハビリテーションの計画を委員会に提出する。
4 . 障害者のための活動プログラムを提案、促進する。
5 . 関連する政府、非政府組織の協力を通じて、障害者のリハビリテーション、発展、福利を仕事とする人に対して訓練コースを組織する。
6 . リハビリテーション・プログラムを修了した障害者の職場と仕事の機会を拡大する。
7 . 障害者関連の技術的な情報の普及と広報活動のセンターとして機能する。
8 . 政府、および非政府組織の障害者のための政策、福祉計画、発展とリハビリテーションのプログラムに従って、プログラム分析、調査、プログラムの実行、監視、評価を行い、その結果を委員会のメンバーに報告する。
9 . 委員会の決定、もしくは命に従って、その他の職務を行う。

同事務局には政府職員約 300 名を含む合計 1100 名強のスタッフが在籍しており、年間活動予算は約 3 億 8 千万バーツである。また同事務局の中に「障害者リハビリテーション基金」が設立されている。同基金は政府からの交付金、国内外の一般の人々や法人や組織などからの寄付金、そ

その他の収入から成り、障害者への援助および医学・教育・社会的リハビリテーション・職業訓練を行う施設への支援の資金として使われるものである。

以下に、本プロジェクトの実施体制図を示す。

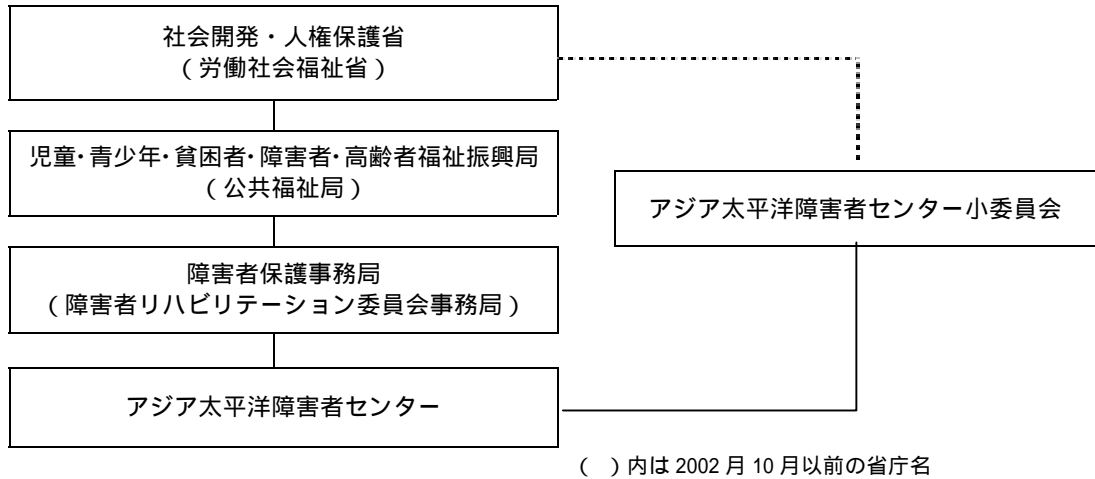


図 2 - 1 実施体制組織図

## 2 - 1 - 2 財政

アジア太平洋障害者センターの運営予算としては既に 2002 年から 5 年間に渡り年間 500 万パーツが予算化されている。また、職員の人件費は基本的に児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局(前公共福祉局)から別予算として供出される。不足する分については Franklin Delane Roosevelt 国際障害賞の賞金(5 万米ドル)を基に他の団体や個人から基金を募りこれらの利子を施設の運営に活用する予定である。

公共福祉局(現児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局)の過去 5 年間における予算を以下に示す。

表 2 - 5 公共福祉局の年間予算

(単位:百万パーツ)

1998 年	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年
4,225.8	3,607.9	4,434.4	4,496.9	4,527.7

本センターの年間運営予算 500 万パーツはこの担当局の予算の約 0.1%に過ぎないことから、予算措置が確定していないセンター開所 5 年後以降においても、本センターへの予算配分は過大な負担とならず十分可能であると判断される。

### 2 - 1 - 3 技術水準

研修実施に関する講師等については、障害者支援分野における協力機関の専門家の協力を受ける予定である。施設の維持管理に関しては、社会開発人権保護省児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局（前公共福祉局）に、建築、土木、機械・衛生設備、電気設備の各分野の技術者が在籍しており、施設の維持管理には問題がない。機材の操作・維持管理に関して、特に高度な技術が必要なコンピューター関連機材については、国立電子計算機技術センター（NECTEC）からも支援を受けることが可能である。

これらのことから、技術面における本プロジェクト実施上の問題点は見当たらない。

### 2 - 1 - 4 既存施設・機材

本センターは新しく発足する機関であるので既存施設、機材はない。

## 2 - 2 プロジェクトサイト及び周辺状況の状況

### 2 - 2 - 1 関連インフラの整備状況

#### （1）給排水

サイトはバンコクの中心部に位置し、ラチャビティ通りとラム 6 世通り 2 本の幹線道路に面している。給水については、これら道路沿いの歩道部分に配管径 200 の上水道が敷設されて整備されている。どちらの上水道からも引込み可能であるが、ラム 6 世通りの上水道の方が新しく整備されたものであるため水質についての信頼性が高い。断水頻度は年に 1 回程度である。

また、排水については、処理後の汚水と雨水の合流方式である。ラム 6 世通りの歩道部分に配管径 1,000 、深さ 2.5m の下水道管、ラチャビティ通りの歩道部分に配管径 600 、深さ 1.5m の下水道管がそれぞれ敷設されており、サイトから放流可能である。

#### （2）電力供給

電力供給幹線はラチャビティ通りの歩道部分に 12kv の幹線が埋設されており、これより変圧後計画建物に電力を引込むことが可能である。なお、この幹線は将来 24kv に増量される予定である。都市電力局によると電圧変動は通常 214V～231V まで、非常時は 209～239V の範囲である。電力供給はサイト周辺では比較的安定しており、停電の頻度は高くないが落雷事故等により 3 時間程度の停電は発生している。

### (3) 電話

電話会社の局線がラチャビティ通りの歩道部分に埋設されており、これより計画建物に必要な回線数の引込みが可能である。

## 2 - 2 - 2 自然条件

### (1) 気候

計画サイトが位置するバンコク市は熱帯モンスーン気候に属し、気候上は雨季（5月～10月）と乾季（11月～4月）に区別される。年間の最高気温の平均は32.1、最低気温の平均は23.8である。1日の気温変化も少なく、1年を通じて季節による気温の変化も少ない。

表2 - 6 バンコク市の気候

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均最高気温( )	33.0	33.5	34.3	33.5	34.0	32.6	32.5	32.6	32.8	32.6	32.6	33.4
平均最低気温( )	24.1	23.7	26.0	26.2	26.3	25.9	26.0	25.6	25.4	25.3	23.8	24.3
平均湿度(%)	67	67	69	78	75	78	76	75	77	80	64	63
雨量(mm)	13	10	10	50	186	146	189	247	262	122	34	16

(資料：バンコク気象観測所)

### (2) 地勢

チャオプラヤ河のデルタ地帯に位置するバンコク市周辺の地形は平均海拔が1.8mと平坦である。同平野部は河川が内陸部から運んできた土の堆積土に覆われており、地質は全体に粘土、及びシルト質の柔らかい沖積層である。地質調査の結果、計画サイトの表土は軟弱な地盤のため建物の支持構造に適さず深さ30m程度の杭基礎が必要なことが判明している。

## 2 - 2 - 3 その他

サイトの東側が面するラマ6世通りは高架の高速幹線道路に面しており、また南側が面するラチャビティ通りも周りの沿道に病院や業務施設が多いため、どちらの前面道路も車両及び歩行者の交通量が多い。これらのことよりプロジェクトサイト周辺では激しい交通騒音が発生しており、本センターの施設設計にあたっては騒音対策を行う必要性が高い。一方、交通量の増加や騒音等のプロジェクトが実施されることにより周辺に与える影響は極めて少ないと判断される。

### 第3章 プロジェクトの内容

## 第3章 プロジェクトの内容

### 3 - 1 プロジェクトの概要

アジア太平洋地域における障害者の社会的地位の向上と社会参加を促進するため、1992年のESCAP総会において、「アジア太平洋障害者の完全参加と平等に関する宣言」が我が国の提唱により採択され、1992年～2002年を「アジア太平洋障害者の10年」とし、この10年に係る行動課題が策定された。この行動課題には、アジア太平洋地域の広域的な障害者支援にかかる関係機関の連携、指導者の養成、情報サービス、データベースの構築等が活動目標に挙げられている。これを支援するため2002年5月のESCAP総会において「アジア太平洋障害者の10年」における最終年の記念事業として日本国政府とタイ国政府の提案により、タイ国に「アジア太平洋障害者センター」を設立することが採択された。

同センターは、国連の提唱する障害者支援に係る行動課題に貢献するために、アジア太平洋地域内各国における障害者の社会的地位の向上と社会参加の促進のために情報提供と人材育成を行うことを目標に設立されるものである。

本プロジェクトは、上記の「アジア太平洋障害者センター」を整備し、これにより国連の提唱する障害者支援の行動課題に沿った当該地域における障害者のエンパワーメント化活動に積極的に協力するものである。具体的な協力対象事業は障害者支援にかかる人材の育成、情報の収集・提供、関連機関のネットワークの構築を行うための施設を新設し、同施設への機材を調達する。

## 3 - 2 協力対象事業の基本設計

### 3 - 2 - 1 設計方針

#### 3 - 2 - 1 - 1 基本方針

##### (1) 協力対象範囲

本プロジェクトの協力対象事業は、2002年7月から開始された日本国政府による技術協力プロジェクト(以下「プロ技」と連携し、これらの活動を支援するものと位置づけられる。協力対象範囲の策定にあたっては、プロ技の「協議議事録」において両国の政府間で確認された、以下のプロ技の活動計画、及びセンターの活動内容に即した施設・機材を計画するものとする。

##### 研修活動(Training)

障害者のエンパワーメントの促進を目的として、障害当事者、及び障害者支援分野の指導者に対し研修を実施する。研修コースの内容は以下のとおりである。

表3 - 1 アジア太平洋障害者センターの研修プログラム

番号	コース名	研修者数	期間	回数
1*	IL(自立生活)ワークショップ (IL workshop)	40	1 週間	2
2	IL(自立生活)研修 (IL training)	12	2 カ月	3
3	ピアカウンセラー研修 (Peer-counselor)	12	2 週間	3
4	相互理解ワークショップ (W/S for common understandings)	12	10 日間	1
5	CBR(地域に根ざしたりハビリテーション) 研修 (CBR)	12	2 カ月	3
6	キャパシティビルディング ワークショップ (Workshop for capacity building)	12	10 日間	1
7	自助団体強化研修 (Self-help organization)	12	2 カ月	3
8	キャパシティビルディング (Capacity building)	40	1 週間	5
9	ウェブによるネットワーク構築 (Web-based networking)	20	1 週間	5
10	視覚障害者研修 (VIP)	5	3 カ月	3
11	ICT 機器普及研修 (ICT for All)	10	2 ヶ月	3
12	教材作成研修 (Training material)	10	2 カ月	3
13	ESCAP バリアフリー環境研修 (Non-handicapping environment of ECAP)	10	1 カ月	3

(注:研修の回数は5年間のプロ技期間)

(1\*:センター開設以前に研修を終了)

#### 情報支援 (Information Support)

障害者支援分野に関する情報の提供・収集、及びデータベースの構築を行う。主な活動分野は以下のとおりである。

- 情報インフラの構築と維持
- インフォメーション・リソース・センターの運営
- センターの広報活動
- センター活動の評価

#### ネットワーク構築 (Networking)

以下の域内各国の障害者支援団体との連携・協力業務を推進する。

- センターの活動に協力する各国のフォーカル・ポイント組織との連携・協力
- 非政府団体との連携・協力
- センターに誘致する関連障害者団体の知識・経験の活用とセンター活動への支援

#### 管理業務 (Administration)

センターの運営にかかる以下の業務を行う。

- 基金の運用
- 事業評価
- 障害者関連の研究開発との連携・協力
- 障害者に係る人権の啓蒙

### (2) サイトの選定

建設予定地はバンコク市内のチットラダ宮殿の近く、ラチャピティ通りとラマ6世通りの交差点部分に所在する。本プロジェクトに割り当てられたサイトは公共福祉局が所有する広大な敷地の一角にあり、同局の新事務所、「60th Anniversary Building」に近接している。提示されたサイトは面積、形状、インフラ状況などの点において問題はなく、本センターの建設は可能であると判断された。

なお、国内事前準備時点で、サイトに隣接する女兒養護施設を撤去することにより広く成型な敷地が得られると判断されたことから、これら養護施設2棟の移築が検討された。しかし、現地調査時点での踏査の結果、サイトの現状の地形では、たとえ養護施設を移築してもこの部分はサイトとしての利用価値が低いと判断されたことから、養護施設の撤去は行わないこととした。

### (3) 施設のバリアフリー化

施設計画にあたっては、障害者の利用に配慮した設計とする必要がある。さらにセンターの施



設自体が、バリアフリーデザインの啓蒙のためのモデル施設であることが求められており、特に以下の点に留意して施設計画を行う必要がある。

- 施設内のバリアを機械装置やスロープ等で解消するのではなく、設計の当初からバリアのない施設を計画する。
- 特に、出入口、通路、昇降設備、衛生設備、床仕上げ、家具、ハンドル・スイッチ類等に関しては、障害者の動作に配慮したバリアフリー設計とする。
- 防災計画にあたっては、現地の建築基準に準拠するのみならず、障害者の安全を確保するための必要な対策を講じる。
- 多様な障害に対応するサイン、コミュニケーション設備を設置する。

なお、バリアフリー・デザインに当たっては以下の設計指針や基準に準拠するものとする。

1. Promotion of Non-Handicapping Physical Environments for Disabled Persons Guidelines (1994, ESCAP)
2. Ministerial Regulation No. 4

### 3 - 2 - 1 - 2 施設設計に対する方針

#### (1) センターの機能と必要施設

本センターは、アジア太平洋地域における障害者関連の諸機関のネットワーク構築、情報提供、人材育成等のサービスを提供する施設であり、同地域における障害者支援分野の拠点としての機能が期待されるものである。センターの活動内容に対応する施設の主要コンポーネントは以下のとおりである。

表 3 - 2 施設の主要コンポーネント

主要施設	用途・主要設備等
<b>研修活動部門</b>	
研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 一般研修・ワークショップに使用する。</li> <li>▪ 研修室の収容人数は、研修生 12 人のコースを基本とし、これに講師や介助者や通訳の人数を考慮して 1 室最大 20 人と設定する。 室数は研修生 12 人または 10 人のコースが最大 2 コースまで重複することを想定し、2 室確保する。</li> <li>▪ 室内の家具配置にあたっては、車椅子利用者に配慮した通路巾員を確保する。また、研修机はバリアフリ - 対応とする。</li> <li>▪ 研修用教材・書類、研修機材、家具等を収納するために必要な研修用倉庫を確保する。</li> </ul>

多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 椅子席で 60～80 名程度の式典、セミナーを行う施設として計画する。</li> <li>▪ 施設の有効利用を図るため、研修室廻りの休憩ロビー・通路と一体の空間として計画する。</li> <li>▪ スクリーン・音響設備等のプレゼンテーション設備を設置する。</li> <li>▪ 窓廻りには、研修時間外に研修生がコンピューターを接続できる LAN 端子、電源を備えたカウンターを設置する。</li> </ul>
コンピューター研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 情報機器を使用する研修に使用する。</li> <li>▪ 収容人数は研修生 20 名、講師 2 名のコースに対応して設定する。</li> <li>▪ 情報設備の将来の更新性と、家具配置の自由度を確保するため、OA フロアを設置する。</li> </ul>
受付・当直室	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 研修施設の施設管理、宿泊施設の運営を行う。郵便、FAX や電話など宿泊者に対するサービスを実施する。インターフォン設備、放送設備、および防災報知パネル等を設置する。</li> <li>▪ 宿泊室は 24 時間体制で管理する必要があるため、当直室には仮眠施設を設置する。</li> </ul>
宿泊室	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 研修に参加する研修生、講師、及び障害を持つ参加者の介助者・通訳を対象とする。</li> <li>▪ 宿泊室は、全室車椅子使用に対応した 2 人部屋を基準とする。また、聴覚障害者、グループでの宿泊や、家族の付き添う場合に対応するため、4 人部屋を確保する。</li> <li>▪ 年間の施設稼働率、外部の宿泊施設の利用可能な参加者の割合を考慮し、2 人部屋 14 室、4 人部屋を 1 室、最大定員 32 人の宿泊室を確保する。</li> <li>▪ 視覚障害者に対応した防災・通信設備（光チャイム、フラッシュランプ等）を備える。</li> <li>▪ 緊急時に 2 方向に避難できるよう外部バルコニーを設置する。</li> </ul>
<b>情報支援部門</b>	
インフォメーション・リソース室	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 福祉機器の展示、障害者支援に関する情報（出版物・ビデオ・コンピュータ情報）の閲覧、情報検索サービス等を行う。</li> <li>▪ 企画展示パネルを設置するスペースを確保する。</li> <li>▪ 外来者の案内、展示物の管理のため職員が常駐する。</li> </ul>
マルチメディア・プロダクション室	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 研修用教材・資料の作成、広報資料の作成を行う。</li> <li>▪ 視覚障害者用の印刷設備、ビデオ教材作成・複製のための編集設備等を備える。</li> <li>▪ 点字プリンター等騒音が発生する設備が設置されるため防音仕様の室とする。またビデオ編集の際のナレーション吹き込み等を行えるよう遮音ブースを設置する。</li> </ul>
<b>ネットワーク構築部門</b>	
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 外部関連団体等との会合や、セミナーの他、センター内での会議に利用する。最大 20 名程度の利用を想定する。</li> </ul>
関連団体執務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ アジア太平洋地域に拠点を持つ障害者団体の活動拠点を提供する。</li> <li>▪ 2～4 分割が可能なように設定し、将来の部屋区分の変更が行いやすい仕様の間仕切壁とする。</li> </ul>

管理業務部門	
執務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター長室、センター各部門の職員の執務室、専門家、研修講師のための事務スペース、および職員の打合せコーナー、収納等を確保する。</li> <li>施設運営事務、経理、施設保守等を行う人員とその補助作業員の執務スペースを人員配置に応じ確保する。</li> </ul>
食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の食堂施設は、障害者リハビリテーション委員会事務局が入居している「60周年記念会館」に隣接しており、現在は公共福祉局職員・関係者が利用している。</li> <li>食堂は上の既存施設と同規模の面積、及び席数（70席程度）を確保する。</li> <li>食券の販売、飲料の販売、屋台での食品販売に対応するスペースを見込む。</li> </ul>
サービス部門	
倉庫関係諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>受けまわりの倉庫には、宿泊施設用の備品の収納スペースに加え、貸出し用車椅子の収納スペース、電動車椅子の充電スペースを設置する。</li> <li>照明器具等の消耗保守部品、メンテナンス用機具などの保管スペースを確保する。</li> <li>外部委託業者による洗濯物の搬出入のためのリネン庫を搬入口付近に確保する。</li> <li>マルチメディア・プロダクション室や研修室付近に研修用教材の収納倉庫を設置する。</li> </ul>
設備機械室	<ul style="list-style-type: none"> <li>給排水・電力供給、電話等、施設へインフラを供給する設備を設置する。</li> <li>空調設備等、施設運営上必要な設備を設置する。</li> </ul>
外部施設	
スロープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行障害を持つ利用者の緊急時の昇降設備として、渡り廊下部分に各階を繋ぐスロープを設置する。スロープの傾斜度や踊り場の仕様は、タイ国および ESCAP の基準に準じるものとする。</li> </ul>
障害者対応駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修棟の入口付近に障害者対応の駐車場を設置する。駐車位置の周りには乗降スペース・通路を確保し屋根を設置する。</li> </ul>

## （２）施設規模設定にかかる方針

施設計画にあたっては、センターの活動内容、車椅子での動線、及び機材・家具配置等を考慮した適正な規模設定を行う。センター施設の各室の具体的な規模については、障害者の利用を考慮した行動面積、及び通路や出入口等の必要な幅員等を考慮しながら、その部分に設置される家具・機材の配置を検討し設定する。

なお、障害者の動作空間の基準に関しては、タイ国の建築基準と ESCAP が規定する推奨指針に準拠する。

## （３）敷地条件に対する方針

サイトは、大きくはラチャピティ通りに面する部分 - サイト A（16m x 70m）と、ラマ 6

世通りに面する部分 - サイト B (40m x 38m) からなり、両サイトは巾 8m 程度の細長い土地で繋がっている。現在、サイト A には売店、食堂、トイレ、サイト B には職員宿舎など、前公共福祉局が所有する 1 階建ての簡易な建物が点在している。サイトに顕著な高低差はなくほぼ平坦である。しかし、サイト地盤の現状が全般に湿潤であることを考慮して、豪雨時の増水に備え、1 階の床高を上げておく等の対策が必要となる。また Rama 6 世通り側には、高架の高速道路が通っているため、騒音対策が必要である。



図3-1 敷地の形状

#### (4) 自然条件に対する方針

建設予定地が位置するバンコク市は一年を通して日射しが強く、高温多湿であり、施設には酷暑対策が必要である。このため壁・屋根の断熱性能を高めるとともに、庇を深くすることなどにより窓面から侵入する日射しを低減する等、空調負荷の削減を図る方針とする。さらに快適な環境を保持するため、階高の設定、日照の調整、通風の確保等に配慮する。

その他の自然条件として、特に集中的な降雨や排水の不備による雨水侵入対策に留意する。また降雨・湿度・日射による劣化や汚れを考慮して外部仕上げ材料を選定する。

#### (5) 建築規制・建設許可手続きに関する方針

タイ国では建築関連の法規・手続きが整備されている。建築計画を進めるにあたっては現地法令等を遵守し、建築許可の取得に支障の無い計画を行う方針とする。但し、本プロジェクトの場

合は公的機関が建設する施設であるため、事業主である前公共福祉局よりバンコク市庁に対する簡易な計画通知のみで建設許可を受けられる。

施設計画にかかる主な法令は以下のとおりである。

- ・ Building Control Act (建築基本法)
- ・ BMA BYE-LAW, RE: Building Construction Control 2544 (バンコク市建設条例)
- ・ Town and Country Planning Act (都市計画法)
- ・ Promoting and Controlling the Quality of Environment Act(環境向上・規制法)

その他、上記の Building Control Act の詳細基準として内務省令が公布されている。主要なものは以下のとおりである。

**表 3 - 3 建築設計・設備・消防関連内務省令**

省令第 33 号(1992 年)	: 防災設備を含めた各種建築設備に関する基準
省令第 41 号(1994 年)	: 駐車場、駐車スペースに関する基準
省令第 44 号(1995 年)	: 排水設備等に関する基準
省令第 48 号(1997 年)	: 耐火構造の基準
省令第 49 号(1997 年)	: 構造荷重、耐震設計基準
省令第 50 号(1997 年)	: 建物周囲の空地、大規模建築物の容積率、建蔽率規制
省令第 55 号(2000 年)	: 建築物の居室、廊下、階段等の一般構造

また、建設予定地に関わる都市計画上の規定として以下の建築規制が適応される。

- 壁面線の後退 : 道路境界線から 6 m、隣地境界線から 3 m の範囲は建物を建設することが出来ない。
- 高さ制限 : サイトは宮殿近くに位置するため 12 m の絶対高さ制限がかかっている。施設本体はもとより高架水槽などの建築物も制限を越えてはならない。
- 駐車場台数 : 150 m<sup>2</sup> 当り 1 台の駐車スペースの設置が必要である。

さらに、サイト周辺に病院が多く、かつ、王宮に近いことから、振動を伴う杭打ち工事が規制されると予測されるため施工・工事工程計画に留意が必要である。

#### (6) 工法・建設事情に関する方針

タイ国の建設技術水準はアジア諸国の中でも高く、建設主要資材についても、大部分のものが製造・流通している。また、建設資材の工業規格についても独自の規格を有している。本プロジェクトに当たっては以上の建設事情を考慮して、現地で一般的な工法を採用し、タイ国の規格に基づいた材料を使用する方針とする。日本の規格による建設仕様の採用は建設コストや維持管理の点で妥当でないと判断する。

#### ( 7 ) 現地業者の活用に関わる方針

タイ国では公的機関や民間が、現地の建設コンサルタントや施工会社を活用しながら、多くの施設を建設している。また、日本を含む多くの外国建設コンサルタント、施工会社がタイに現地法人を設立している。このように、タイ国においては、外国企業を含めて建設コンサルタントや施工会社の活用が容易であり、本プロジェクトの実施にあたっては、これら企業を最大限活用することを前提とする。

#### ( 8 ) 施設グレードの設定に関わる方針

タイ国では、施設の付帯設備や仕上げ材料などの点において、本プロジェクトと類似する障害者関連の施設が少ない。このため、施設グレードについては、タイ国の一般的な公共福祉施設の内容を参考にしながら、維持管理の容易さを優先し設定する。例えば、建設材料は耐久性が高く現地調達が可能なものを採用する、また、窓等の清掃や照明器具の交換などの容易さを考慮し高い位置にガラス窓や照明器具を設けないなど維持管理を最優先した計画とする。

#### ( 9 ) 運営・維持管理能力にかかるとの方針

センターの施設管理については、公共福祉局の技術部門が支援することになるが、専門的な施設の維持管理技術者の常駐は予定されていない。このため、特に日常的な保守が必要となる設備機器については、保守管理費が運営上の負担とならないよう配慮して、消耗品や保守部品の入手の容易さを優先しながら選定する方針とする。さらには、高度な維持管理技術を要する中央空調システムや中央給湯システムなどを採用しないものとする。

#### ( 10 ) 工期設定にかかるとの方針

バンコク市は気候の上から雨期と乾期に分かれる。5～10月の雨期は降雨量が多く、特に9月前後は月間降水量が350mm近くまで達する。このため、降雨による工事工程への影響に留意が必要であり、土工事や外部塗装工事等については、可能な限りこの時期にかからないよう計画する事が望ましい。

また、年間の祝祭日は16日であり、特に4月から8月頃に集中しているため、有効工期の設定に留意が必要である。

### 3 - 2 - 1 - 3 機材設計に対する方針

#### ( 1 ) 機材の選定にかかる方針

機材計画の策定に際しては、本協力対象事業の基本構想に基づき、現地調査の結果から対象施設の活動内容、技術水準、機材の維持管理能力等を総合的に勘案し、対象施設が有すべき機能に合致した機材を選定する。

また、対象施設を直接的に利用するのが障害者であることから、施設の諸機能を直接的に補完するためのバリアフリーデザイン家具、机、椅子、書籍棚等の家具備品類も機材計画に含めるととする。

#### ( 2 ) 機材の仕様にかかる方針

操作ならびに維持管理が容易な機材とし、タイ国内で普及している機材の仕様を採用する方針とする。ただし、以下にあげる機材については、障害者向け機材という点において、タイ国内で普及しているとはいえないが、対象施設の活動内容に不可欠な機材であることから、技術水準、機材の維持管理能力等を十分検討したうえで、計画機材に含めるとする。

- ・ コンピューター操作補助装置セット
- ・ 点字プリンター
- ・ 立体コピー作成機
- ・ 拡大読書器 ( C C T V )
- ・ C D 図書再生機
- ・ 電動車椅子
- ・ リフト付バス

#### ( 3 ) 交換部品・消耗品にかかる方針

交換部品、消耗品については、タイ国側に十分な購買能力が認められることから、機材本体に含まれているもの、および初期稼働分のみを含めるものとする。

#### ( 4 ) 機材の数量にかかる方針

対象施設の活動内容に合わせた必要数量から計画数量を検討する。

#### ( 5 ) 現地代理店の活用にかかる方針

計画する機材が有効にかつ長期的に活用されるために、機材独自の消耗品、交換部品等の調達及びメーカー側による修理、定期的な保守点検等が必要な機材については、「タイ国」国内に代理店を有するメーカーの機材を選定する。

#### ( 6 ) 運営・維持管理にかかる方針

調達する機材を適切に使用・維持するため、機材納入時には納入業者により下記のトレーニングを実施し、保守管理に必要な技術資料・マニュアル、代理店リスト等を整備する。

- ・操作方法（機材概要、操作手順、確認事項等）
- ・定期的保守管理方法（清掃・調整、軽微な故障に対する修理等）

#### （ 7 ）調達計画にかかる方針

タイ国において普及している機材は、日本製品と欧米製品が主流であり、その殆どのメーカーはタイ国内に代理店を有している。また、家具類や事務機器などは、タイ国製品が多く使用されている。

本協力対象事業では、交換部品や消耗品を必要としない機材については、日本国製品またはタイ国製品を調達することとする。一方、交換部品や消耗品を必要とする機材およびメーカー自身による保守管理サービスの提供が求められる機材については、タイ国内に部品供給が可能な代理店または保守管理サービスの提供が行える代理店を有するメーカーの機材を調達することとし、第三国製品の調達も検討する。

#### （ 8 ）工期にかかる方針

機材調達は建設工事スケジュールに合わせて検討するが、特にコンピューターネットワークや放送関連機材の配線工事については建設工事の内装仕上げ前の段階で開始しなくてはならないため、工事工程に留意する必要がある。

### 3 - 2 - 2 基本計画

#### 3 - 2 - 2 - 1 施設計画

##### （ 1 ）施設配置計画

###### 敷地形状への対処

サイトはラチャビティ通りとラマ 6 世通りに面した二ヶ所の成型な敷地とこれらをつなぐ細長い空地とから成っており、全体としては不定形な形状をしている。ラチャビティ通りは、王宮前から連続するバンコク市の主要な表通りであり、高い広報効果が期待できることから、この通りに面した敷地に、一般の来館者が出入りする事務部門や情報発信を行う部門を含む「事務棟」を配する。また、ラマ 6 世通り側の敷地には、研修生以外は一般の外来者の出入りが少ない宿泊施設・研修施設を含む「研修棟」を配置することが妥当であると判断される。また食堂は、隣接する公共福祉局施設の職員等の利用が見込まれることから、既存食堂と同様にラチャビティ通りからアクセスできる位置に配置することが適当である。



## 施設へのアクセス

ラチャビティ通り側の敷地は、前面道路への間口巾が 16m 程度と狭いため、公道との接続は歩行者のアクセスのみとして計画する。一方、ラム 6 世通り側の敷地は、車両による研修生のアクセスの必要性が高いと考えられるため、車両の引込み道路を確保する。いずれの敷地も前公共福祉局側より、歩行者と車両が直接のアクセスが可能ないように計画し、敷地内に駐車場が不足する場合には、前公共福祉局の敷地を利用する方針とする。

## インフラ引込み施設

サイトは前公共福祉局の敷地内であるが、各既存施設のインフラ設備の容量に余裕はなく、本センターに独自のインフラを新たに整備する必要がある。サイト周辺の前面道路には電気、上水、下水、電話などのインフラは整備されている。

なお、都市ガスは整備されておらず、厨房などの熱源は L P ガスとなる。

## ( 2 ) 建築計画

### 平面計画の基本的な考え方

サイトは不整形な形状をしている上に、都市計画規制により壁面後退などの制約が課せられるため施設の配置に有効に利用出来る面積は限られる。このような制約のもとで施設の配置にあたっては敷地の形状を活かしながら、有効面積効率が高くなるように計画するものとする。長細いらチャビティ通り側の敷地に配置する事務棟は、片廊下の構成とし、1 階にインフォメーション・リソース室、食堂、電気室等、2 階に執務室、会議室等、3 階には障害者関連団体の活動拠点となる事務スペースを配する。

正方形に近いラム 6 世通り側の敷地に配置する研修棟は、1 階に研修関係の諸室、2 階に宿泊室と関連諸室を配する。また、これら事務棟、研修棟の 2 棟は渡り廊下で接続する計画とする。

また、それぞれの施設には階段の歩行が困難な障害者の避難経路として車椅子対応のスロープを計画する必要があるが、スロープに必要な面積が施設面積に比して大きくなるため、各々の施設に共用のスロープを配し、どちらの施設からもアクセスできる計画とする。

なお、以下のサービスは外部委託により提供される計画であるため、本センターに本格的な設備を設置しない方針とする。

- ・洗濯設備 : リネン等の洗濯サービスは外部委託により提供されるため、使用済みリネン倉庫と宿泊者が利用する洗濯室のみを計画する。
- ・食事 : 食堂の運営時間外の研修生の食事は外部委託によるものとし、研修施設廻りに本格的な厨房は設けずに宿泊室周りに隣接して、パントリーを設ける。

本センターの施設機能、敷地条件、また上記の平面計画に基づいた施設構成の考え方を以下に示す。

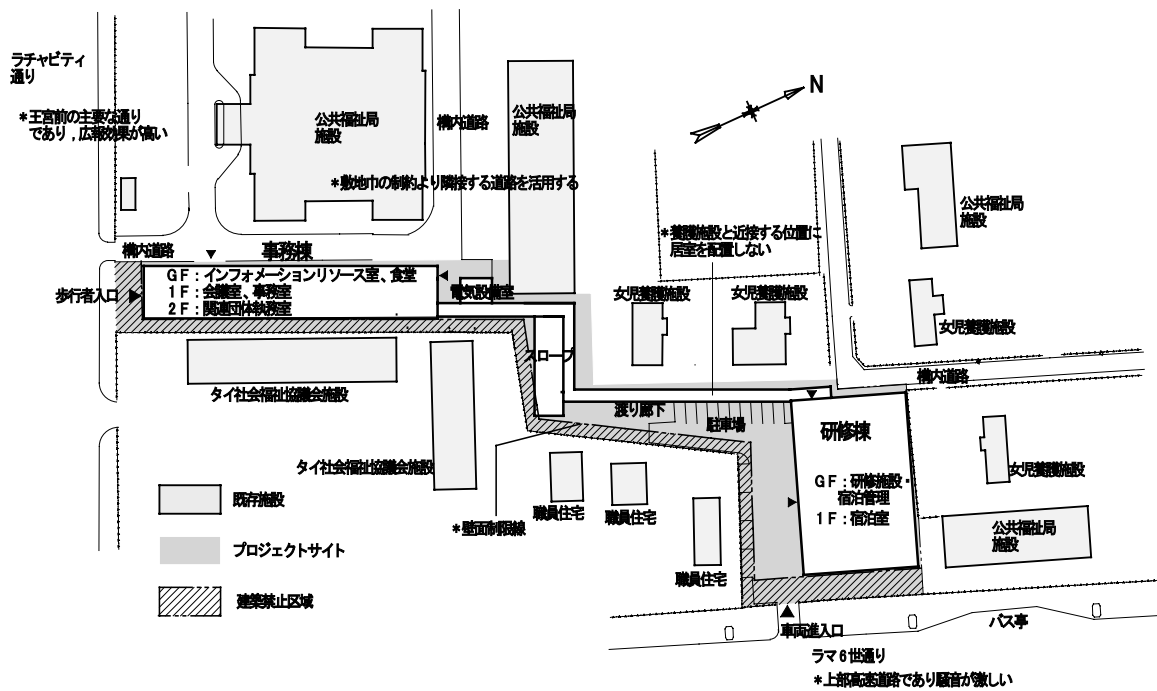


図 3 - 2 施設の基本構成

センター各部門の所要室

センターの各室の規模策定にあたっては、人員配置やサービス内容を勘案の上、各室の家具・機材配置に基づいて計画する。また、機能が重複する室は一室にまとめ、施設稼働率の向上を図る。以上の施設計画の検討に基づく、必要諸室および計画面積を以下に示す。

表 3 - 4 部門別所要室の面積表

部門名	室名	計画面積 (㎡)	規模・レイアウト設定根拠、備考
研修活動	多目的ホール	158.4	椅子席で 60～80 名程度の式典に対応
	研修室 1	74.5	各室 20 席、二分割時に 8～12 席に対応
	研修室 2	72.9	
	研修用倉庫	18.6	研修用機材や椅子等の家具の収納、テキストや視聴覚資料、文具等の置場
	コンピューター研修室	82.2	コンピューター生徒用 20 台、教師用 2 台、プリンター・スキャナー各一台設置に対応。
	受付	22.9	受付カウンター、防災盤、キー管理システム、インターフォン等を設置。
	講師室	20.8	講師(2人)用の作業机、研修機材用ロッカーを設置
	当直室	15.8	仮眠用ベッド、ロッカー、救急セット等を設置
	便所(女子)	34.3	大:3、手洗:3、(バリアフリー対応)
	便所(男子)	33.5	大:2、小2、手洗2、(バリアフリー対応)
	パントリー(1階)	17.4	多目的ホール等への給茶・ケータリングに対応
	パントリー(2階)	17.6	宿泊者用の給茶室、自立生活研修にも利用を見込む
	情報支援	宿泊室(2ベッド室)	29.5×14 室
宿泊室(4ベッド室)		55.3×1 室	
情報支援	インフォメーションリソース室	100.0	福祉機器の展示・閲覧用の機材を設置、受付職員のスペースを確保

	マルチメディア プロダクション室	44.4	ビデオ編集機、点字プリンター、印刷機等を設置
	レコーディング室	13.9	ナレーション用マイクセット、机、椅子等を設置
	サーバー室	10.0	メインサーバー、ネットワーク機器類を設置
ネットワー ク構築	会議室	97.8	固定 20 席の会議室、マイクロフォンシステム設置
	関連団体事務室(1)	97.7	職員 12 人(1 人当たり約 9 m <sup>2</sup> )の利用を見込む
	関連団体事務室 (2)~(4)	228.6	職員合計 22 人(1 人当たり約 9 m <sup>2</sup> )の利用を見込む
	便所(女子)	22.8	大:2、手洗:2、(バリアフリー対応)
	便所(男子)	16.1	大:1、小2、手洗2、(バリアフリー対応)
管理業務	事務室	227.7	センター長 25 m <sup>2</sup> (会議コーナー込)×1 人、 専門家 15 m <sup>2</sup> ×最大 6 人、センター職員 6 人×9 m <sup>2</sup> 、 補助作業員 6 人×9 m <sup>2</sup> 、 合計 223 m <sup>2</sup>
	事務倉庫(2,3 階)	26.0	書類、広報資料、教材等を収納
	便所(女子)2 階	22.8	大:2、手洗:2、(バリアフリー対応)
	便所(男子)2 階	16.1	大:2、小2、手洗2、(バリアフリー対応)
	給茶室	7.1	事務・会議室用の給茶室
	食堂	190.5	テーブル席 70 程度
	厨房	62.2	流し台、配膳台、調理台等に必要な面積を確保
	食物庫	16.5	食品、厨房道具を収納
	便所(女子)1 階	37.1	大:3、手洗:3、(バリアフリー対応)
	便所(男子)1 階	32.0	大:2、小3、手洗3、(バリアフリー対応)
サービス	リネン庫 1 (GF)	23.0	使用済みリネンの倉庫
	洗濯室	16.2	小物リネン用、洗濯機・乾燥機を設置
	リネン庫 2 (1F)	10.5	洗濯済リネンの倉庫
	宿泊用倉庫	38.8	車椅子等福祉機器、宿泊室用備品・消耗品を収納
	機械室、電気室等 (事務棟)	合計 80.7	施設の所要設備を設置
	機械室、ポンプ室 (研修棟)	合計 52.0	施設の所要設備を設置
共用施設	エレベーター	23.5	バリアフリー対応(車椅子対応、音声案内等)
	階段、通路、ホール、 倉庫		
外部施設	渡り廊下	-	車椅子利用者のすれ違いを考慮した幅員を確保
	スロープ	-	勾配 1/15 以下、高さ 0.75 以内に踊り場 1.5m 以上 を確保
	宿泊室バルコニー	-	宿泊者の避難用、車椅子通行幅員を考慮
	屋外廊下、屋外階段	-	構内道路と段差が生じないように計画
	障害者用駐車場	-	駐車スペースから玄関までの通路を確保
	床面積合計	3,390.5 m <sup>2</sup>	施工床面積合計: 4,898.6 m <sup>2</sup>

## 断面計画

自然採光の確保、直射日光の遮断、及び雨水の侵入防止を考慮して建物断面を設定する。特に庇や建物形状により日射や降雨の影響を制御する計画とする。各階の高さは、快適な室内環境を作るため十分な天井高さを確保した上で、経済効率、維持管理等の上で適当な高さに設定する。

また、絶対高さ 12m の高さ制限を考慮して、屋根の形状をコンクリートの陸屋根とし、十分な階高を確保する。この時、三階建てとなる事務棟の屋上には設備機械等を設置しない方針とする。陸屋根が受ける直射熱の影響を最小限に抑えるため、屋根面の断熱性能を高めた上で、天井裏の換気を十分確保できる断面計画とする。

## バリアフリー計画

本センターは多数の障害者の利用が見込まれているとともに、バリアフリー環境の情報を提供する場として施設計画を行うことが求められている。本センター施設のバリアフリー環境の設計に際し、配慮する主要事項を以下に示す。

表3 - 5 バリアフリー施設設計の方法

障害の種類	配慮事項	建築設計で対処する項目
肢体障害(車椅子使用)	段差、急斜面の移動不能又は困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の縁石、建物出入口の段差、階段等の解消(段差 20mmとする)</li> <li>自動車の乗車場所の段差解消(屋根付が望ましい)</li> <li>エレベーターの設置</li> </ul>
	通行不能又は困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>(外部)凹凸のある路面、未舗装の道、芝生を避ける</li> <li>(内部)毛足の長いカーベットの使用を避ける</li> </ul>
	小輪のはまりこみ、隙間をまたげない、飛び越せない	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターかごと床の隙間、グレーチングの隙間を最小化</li> <li>側溝に蓋を付ける</li> </ul>
	通行幅の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口開口幅、廊下、通路の幅を十分に確保</li> </ul>
	回転スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下の曲がり角、出入口ドアの周辺、トイレブースの内部に必要な空間を確保</li> </ul>
	車椅子からの移乗スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベッド、便器、浴槽の周囲、駐車場周りに必要な空間を確保</li> </ul>
	横方向移動困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示棚、書架の高さ、配置に留意する。</li> <li>前後には手が届かないので横向きに近づくことになる、前向きに作業する場合は足台、膝、肘受けが当たらないよう下に空間を設ける</li> </ul>
	移動時には両手がふさがる	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨の日に傘がさせないので駐車場まで屋根付とする</li> <li>主要な出入口は自動扉とする</li> </ul>
	手の届く範囲がせまい《高所》	<ul style="list-style-type: none"> <li>棚、物入れ、引き出しの位置・形状に留意する・スイッチ、操作ボタンの高さに留意する</li> <li>公衆電話、カウンターの下部に前輪やフットレストのスペースを確保</li> </ul>
	手の届く範囲がせまい《低所》	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き出し、コンセントの位置に留意</li> </ul>
	上半身の位置、視線の高さが低い	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面、台所調理台の高さ、鏡の位置を調整する</li> </ul>
膝、肘の位置が高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>机、テーブル、流し、洗面等の下の膝が入るスペースの確保</li> </ul>	
肢体障害(歩行困難)	段差、急斜面の移動困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者への配慮に準ずる(手摺があれば可能な場合もある)</li> </ul>
	足先の引っかかりによる転倒、移動困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>(外部)凹凸のある路面、未舗装の道を避ける</li> <li>階段の段鼻は引っかかりが無いものとする</li> <li>床仕上げの変化を少なくする</li> <li>移動空間に手すりを設置</li> </ul>
	杖先の滑り	<ul style="list-style-type: none"> <li>滑りやすい床仕上げ、砂利道、ぬかるみを避ける</li> </ul>
	杖先、車輪のはまり	<ul style="list-style-type: none"> <li>溝ふた、エレベーターの隙間を最小化</li> </ul>
	松葉杖の通行回転スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下、出入口の幅、トイレ内スペースを考慮</li> </ul>

	しゃがめない	・洋風便器を設置
	手の届く範囲《低所》	・引き出し、コンセントの高さを調整
	立位姿勢の堅持困難	・小便器への手すり設置
上肢障害	細かい作業を苦手とする	・スイッチ、操作ボタンを大きくする ・引き出し、棚の開閉操作の簡易化
	握力等の力が弱い	・ドアハンドルをレバーにする、取っ手等の扱い易さ
	介助者のスペース	・食事、衣服の脱着等に介護スペースを確保
聴覚障害	音が聞こえない	・非常時の伝達方法（光学式、振動式警報機） ・電話の着信ランプ ・アナウンスが聞こえない（掲示板）
	出会い頭衝突の不安	・曲がり角の隅切り、ミラーによる死角の解消
視覚障害	移動のために形、位置や状態等を確認することが困難	・適切に視覚障害者用誘導、注意喚起床材等を配置 ・通路部に段差、溝、障害物を避ける ・出入口の位置、通路が確認しやすいよう留意する ・わかりやく覚えやすい動線計画（斜め・曲線の廊下を避ける） ・上半身の高さに壁から突出するものを設置しない
	記述事項の確認が不可能	・点字や音声による案内
	記述事項の確認が困難	・誘導音による誘導 ・大きな字を用いる ・コントラスト、配色を工夫・わかりやすいサイン計画
内部障害	歩行時に疲れやすい	・経路の長い歩行空間には、休憩スペースを確保する ・階段の蹴上げを小さくする
	膀胱または直腸の機能障害	・プライバシーに配慮し、気兼ねなく洗浄ができる便房を設ける十分なトイレの換気
	疲れやすい	・空調設備による室内環境の配慮
知的障害	文字が読めない、方向がつかめない	・窓口等で人的なケアを行う ・ピクトグラフ等を用いたわかり易いサイン計画
	機器操作が困難	・機器、設備は単純で分かりやすく、誤動作による事故が起きないものとする
	空間認知が難しい	・歩行空間には段差を設けない

### (3) 構造計画

#### 基礎計画

地質条件調査の結果、本センターの基礎形態としては地表面下約 30m 程度の深さの杭基礎を採用することが妥当であると判断される。バンコクでは PC 杭が一般に生産されており、品質の信頼性も高いため、施工上は PC 杭の打設が妥当である。しかし、敷地周辺状況の制約により、打ち込み時の振動・騒音が発生する打撃工法による PC 杭の打設は禁止されると予測されるため、埋め込み工法または現場打設杭を採用するものとする。

#### 上部構造計画

タイ国での公共建築の主体構造は、RC ラーメン構造もしくは RC フラットスラブ構造であ

り、壁は外壁、内壁ともコンクリートブロック積み、またはレンガ積みの上に仕上げを施すことが一般的である。本計画においても、施工性と経済性から同様の現地工法を採用する。屋根構造については、高さ制限を考慮し、RC の陸屋根として計画するが、防水性能、断熱性能に留意して計画を行う。

#### 構造設計指針

タイ国建築基準法( Building Control Act )の内務省令 14 号 Ministerial Regulation No.49 ( 構造計算 / 積載重量基準 ) およびバンコク市建設条例 ( BMA BYE-LAW, Building Construction Control 2544 ) に基づき計画する。

#### 鉄筋コンクリート材料

タイ国では米国基準 ASTM C150 - 63 に準じた品質のポルトランドセメントが、TIS 規格の仕様に基づく厳密な管理の下、生産されており現地の製品の使用に問題はない。

また鉄筋についても、自国製品が一般に流通しており、強度・品質ともに問題ないため現地の鋼材を採用する方針とする。

### ( 4 ) 電気設備計画

#### 受変電設備計画

高圧電力 ( 24kV ) をラチャピティ道路側から受電する計画とする。電力の引込みは、受電用の電柱を設置し、それ以降、電気室まで高圧電力引き込みのための地中埋設配管を敷設することにより行い、本センター内の電気室に設置する新設変圧器にて 380/220V に降圧する。

#### 非常用発電機設備計画

年数回、最大 3 時間程度の停電の可能性を考慮する必要がある。このため、給水ポンプ用および一部の宿泊施設の空調設備用として、50kVA 程度のラジエター式ディーゼル型発電機による非常用発電設備を計画する。

#### 幹線・動力設備計画

受変電設備から各分電盤、動力制御盤等までの幹線設備を計画する。原則として幹線方式はケーブルトレイ方式とする。動力設備として、空調・衛生設備機器等への電源供給・制御を行うため、動力制御盤、配管配線を計画する。

また、電気設備・機械設備機器の遠方監視の観点から、機器の状態表示・故障表示等を行うための表示盤を管理室に設置する。

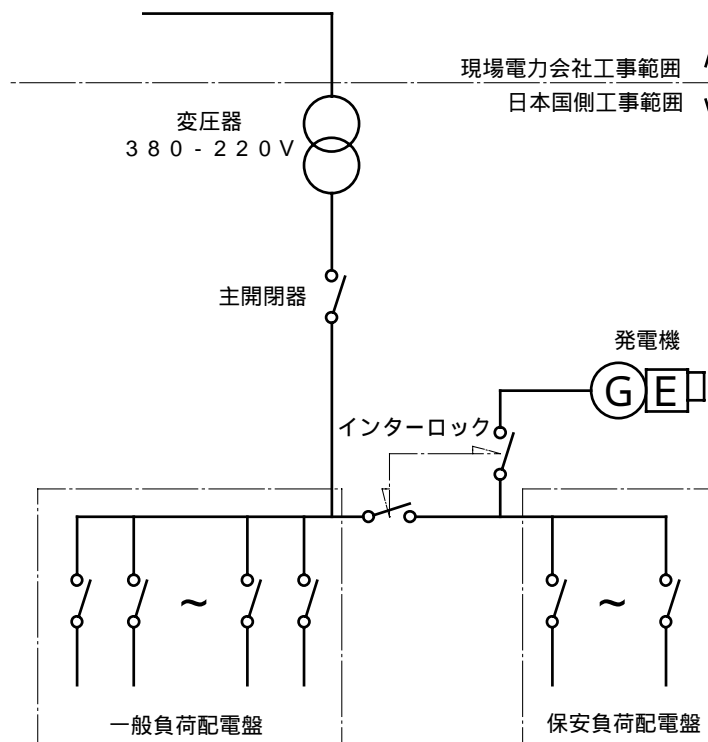


図 3 - 3 受電設備計画

#### 電灯・コンセント設備計画

要所に蛍光灯を主体とした照明器具、スイッチを設置する。また、主要室、廊下には投光型の非常照明(バッテリー内蔵型)、及び誘導灯(バッテリー内蔵型)を設置し、視覚障害や聴覚障害を持つ施設利用者への避難誘導補助として、誘導灯部分にフラッシュライト点灯・誘導音発生を行う。

コンセントは接地極付並行タイプ(2E)壁付きを原則とするが、コンピューター研修室については、OA フロア-床下にコンセントを設置し、コンピューターの直近の床より電源接続を行うよう計画する。コンセント、スイッチの設置にあたっては、障害者の利用を考慮して設置位置・仕様を決定する

主要室の目標照度は現地基準に準拠し以下の通りとする。

表 3 - 6 主要室の目標照度

主要諸室	目標照度 ( l u x )
事務室・コンピューター研修室	300 ~
研修室・多目的ホール・会議室・マルチメディアプロダクション室	300 ~
エントランスホール・廊下・トイレ	200 ~
機械室・電気室・倉庫	100 ~

#### 電話設備計画

電話設備として、MDF・PBX(局線 16 回線・内線 96 回線程度)、及び電話機を計画する。原則として事務室は多機能電話機、宿泊室、及び研修棟ロビーは聴覚障害者の利用を考慮し、着信ランプ付き電話、その他は一般電話機を設置する。PBX 付属の料金課金装置にて、研修棟 2 階の宿泊室、及び事務棟 3 階の関連団体執務室の外線通話量を把握可能とする。なお、局線引込用としてセンター内の MDF まで配管を敷設しておく。

#### インターホン設備計画

エントランスと管理室など、専用通話の頻度が高い部分にインターホン設備を設置する。その他は内線電話による通話を主体とする。

#### 放送・警報設備計画

非常・業務兼用型のアンプ・マイク類を研修棟管理室に設置し、全館放送を可能とする。また、各居室には音量調整用のアッテネーターを設置する。なお、障害者に対する緊急時の対応として、宿泊室内には以下の設備を設置する。

- ベッドルーム： 非常時(火災時)を宿泊者へ知らせるフラッシュライト、警報(スピーカー)、枕元に振動装置の設置
- バスルーム： フラッシュライト、警報(スピーカー)の設置

#### 非常呼出設備計画

ホテル内宿泊者の非常時において、宿泊者からの緊急な通報を支援するため、宿泊室、及びバスルームに非常用押釦、研修棟管理室に表示・警報装置を設置する。また、宿泊室扉付近(廊下側)には、どこで押釦が押されたか判別可能となるよう表示灯を設置する。

#### テレビ視聴設備計画

テレビ放送を受信可能なアンテナを設置し、各室の TV 用端子に分配する。

#### LAN設備計画

本施設の各居室に LAN 用取出口を設置し、ケーブル・HUB 等のネットワーク機器を先行敷設する。

#### 聴覚障害者用音声伝達設備計画

補聴器使用者の支援用として研修室と多目的ホールにフラットループ設備を設置する。

#### カードキー設備計画

宿泊室出入口扉には、鍵の操作に困難を持つ研修生の利用を考慮し、カードキーによる開錠を可能とするカードキーシステムを設置する。



#### チャイム設備計画

宿泊室出入口にチャイム用押釦を設置するとともに、聴覚障害者への対応を考慮しフラッシュライト付きチャイムを設置する。

#### 自動火災報知設備

要所に火災感知器、管理室に受信機を設置して火災の早期発見を支援する。

#### 昇降機設備

歩行障害を持つ施設利用者に対応するため、各建物に1台ずつエレベーターを設置する。エレベーターの仕様は、定員11人程度、扉幅900mm以上とし、音声案内や押しボタン等、障害を持つ利用者に対応したものとする。

### (5) 空気調和設備計画

バンコクは年間を通し酷暑地域であり、体温調節に困難がある障害者の施設利用も考慮し、主要な居室に冷房設備を設置する方針とする。特にラマ6世道路側の研修棟は、通り沿いの高速道路やバス亭による外部騒音が大きく、居室の窓を開放して施設を利用することが困難である。空調方式は、経済性、維持管理の容易さから基本的にスプリット型個別空調方式を設置する。

居室の換気は、タイ国建築基準に準拠し、外気の導入及び排気を行う。換気方式は、施設の必要性に応じ第1種換気方式（給気、排気）及び第3種換気方式（排気）を計画する。また空調効率を高めるために、居室の外気導入は、熱源を必要としない全熱交換器により行う。また、主要な居室には、壁付けの扇風機を設置し空調設備の稼働率低減を図る。

なお、食堂は、外部開放の形態となるため、シーリングファンを設置する。

表3-7 主要室の空気調和設備

空調換気【処理外気（フィルター・熱交換）の導入+排気】対象室
研修室、コンピューター研修室、事務室、会議室、関連団体事務室
第1種換気【外気（フィルター設置）+排気】対象室
電気室
第3種換気【排気】対象室
便所、倉庫、自家発室、厨房、食品庫、その他
冷房対象室
研修室、多目的ホール・ロビー、コンピューター研修室、サーバー室、マルチメディア・プロダクション室、インフォメーション・リソース室、事務室、受付、会議室、宿泊室、ロビー、管理室、食品庫、レコーディングブース

( 6 ) 給排水衛生設備計画

給水設備計画

上水の供給は、ラム 6 世道路の市水本管 ( 200A ) から給水管 ( 50A ) を分岐し、引き込みを行う。給水方式は、12m の絶対高さ制限のため高架水槽の設置に十分な高さを確保できないことより、受水槽を設置し圧力ポンプユニットによるポンプランニング方式とする。受水槽容量は、断水を考慮し 1 日使用量分とし、地上式パネル水槽として計画する。

なお、飲料水は外部委託による市販の飲料水ボトルにより供給されることを前提に計画する。

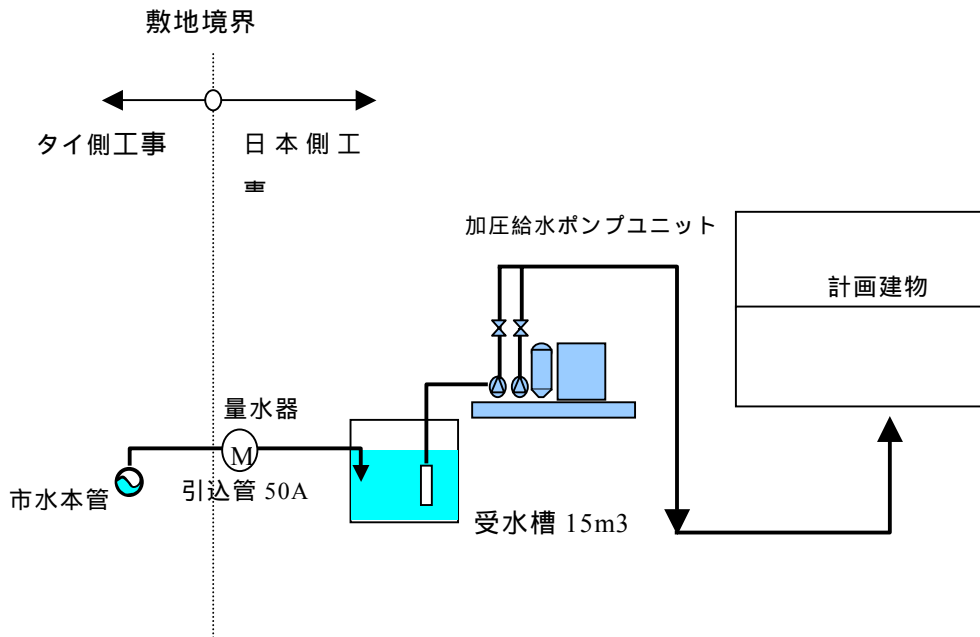


図 3 - 4 給水設備計画

給湯設備計画

本計画の給湯設備は、以下の熱源による個別給湯方式を基本とする。

- ・ 厨房系統 : LPG 瞬間湯沸器
- ・ 浴室給湯 : 電気式瞬間湯沸器

排水設備計画

排水方式は、汚水、雑排水、雨水の分流方式とする。

汚水は汚水処理槽を経由し、下水本管に放流する。汚水処理槽は、タイ国基準により、一般汚水と厨房排水を区分し厨房排水にはグリーストラップを設置する必要がある。

表 3 - 8 現地汚水排水基準

系統	BOD	SS
厨房排水	40ppm	50ppm
一般汚水	50ppm	50ppm

汚水処理槽経由後の汚水は、雑排水及び雨水と合流し、下水本管へ放流する。

### 衛生器具設備計画

洋風大便器、小便器、洗面器、浴槽、シャワー、掃除流し等を計画する。衛生設備および衛生設備に付属する手すりや鏡等の器具・什器は、障害を持つ利用者に対応したバリアフリー仕様のものを設置する。

### 消火設備計画

以下の消火設備を、現地基準に応じて設置する。

- ・ 屋内消火栓設備
- ・ 屋外消火栓設備（敷地内の既存の屋外消火栓配管を延伸して利用する）
- ・ 移動式粉末消火器
- ・ 移動式化学消火器

### LP ガス設備計画

厨房の燃焼器具（ガスレンジ等）の熱源として、LP ガスを供給する設備を設置する。

ボンベ室は、ガスシリンダーの搬出入が容易な位置に配置する。

### 厨房計画

利用者数が最大となる昼食を対象として、食数最大 70 人、2 回転程度の給食が可能な厨房設備に対応する規模の厨房と食品庫を確保する。

## (7) 材料・工法計画

計画施設各部位の工法、材料は現地の気候風土、必要性能、工期、建設費、供給量、及び維持管理等の各要因を検討して選定する。

### 外部仕上材料

次表に主要な外部仕上げ材料の計画とその選定理由を示す。

表 3 - 9 外部仕上表

部位	仕上げ材料	備考
屋根	アスファルト防水の上、断熱ブロック敷き	陸屋根に使用する現地防水材料の中でも、最も高い防水性能が期待できる。
外壁	外部用磁器タイル	現地で一般的に利用されており、耐久性が高くフリーメンテナンスであり、モルタル塗装等に比べ定期的な再塗装やクラック補修等の必要性がないため、維持管理コストが低減できる。
建具	アルミニウムサッシ	鋼製サッシに比して耐久性に優れている。 高速道路があるラマ 6 世通りに面する建物の開口部については、騒音が特に激しいため、遮音仕様とする。

## 内部仕上材料

次表に主要な外部仕上げ材料の計画とその選定理由を示す。

表 3 - 1 0 室別内部仕上表

室名	床	壁	天井	備考
研修室 多目的ホール	長尺ビニールシート	モルタル金ゴテ塗装 仕上げ	岩綿吸音板	清掃性、耐久性を重視
コンピューター 研修室	OA フロア - の上カー ペットタイル貼	モルタル金ゴテ塗装 仕上げ	岩綿吸音板	配線レイアウトの自由 度を重視
宿泊室	長尺ビニールシート	ビニールクロス貼	石膏ボード塗装	清掃の容易性を重視
便所、浴室	セラミックタイル	セラミックタイル	耐水ボード塗装	耐水性、清掃の容易性 を重視

### 3 - 2 - 2 - 2 機材計画

#### ( 1 ) 要請機材の検討

基本設計調査時の現地調査において、タイ国側小委員会のメンバーおよび、本協力対象事業により建設されるセンターで活動が予定されているプロ技の専門家らと活動計画に対する必要機材内容の協議を行い、その結果を討議議事録に要請機材として記載した。討議議事録の署名後、関係者と更なる機材内容の協議を行い、各機材の要請数量を確認し、機材リストを作成した。

要請機材の分野と主要機材は以下のとおりである。

視聴覚機材（液晶プロジェクター、TVモニター&VTRセット、拡大読書器 等）

放送関連機材（スピーカーセット、同時通訳セット、会議セット 等）

教材作成用機材（ビデオ編集システム、点字プリンター、立体コピー作成機 等）

コンピューター関連機材（研修用、教材作成用、資料閲覧用、ネットワーク機器 等）

バリアフリーデザイン家具（ベッド、ワードローブ、机、椅子 等）

その他（リフト付バス、電動車椅子、テーブル、書籍棚 等）

設計方針に基づき、現地調査により明らかになった対象施設の機能、役割、技術水準、財務的負担能力、維持管理能力により、下記の基準に従い要請機材の妥当性、必要性を詳細に検討し、総合判断を行った。

- 使用目的の検討

○：対象施設の活動内容に合致する基本的な機材。

×：対象施設の活動内容に合致しない機材。

- 必要性の検討

○：対象施設の活動に必要不可欠な機材。

×：活動内容からみて必要性が低い機材。費用対効果が小さく裨益効果が限られる機材。施設の活動に大きく影響しない小物類、一般家具類、一般事務機器。タイ国側で予算措置が可能と考えられる機材。

- 技術レベルの検討

○：現状の技術レベルに適した機材。

×：高度な取り扱い技術を要し、将来的にも技術レベルの向上が見込めない機材。

- 運営・維持管理体制の検討

○：維持管理が容易で維持管理要員が確保出来る機材。メーカーの維持管理体制が整備されている機材。現地で消耗品・スペアパーツの入手が可能な機材。

×：維持管理が困難で、機材導入後に維持管理上の問題が生じる機材。現地で消耗品・スペアパーツの入手が困難な機材。

- 運営・維持管理費の検討

○：運営・維持管理費をほとんど必要としない機材。タイ国側で十分に負担しうる機材。

×：運営・維持管理費が膨大に必要となり、予算措置に問題が生じる機材。

- 数量の検討

○：施設の活動内容、研修生数、職員数から判断し、機材の配置計画および数量が妥当である機材。

○：施設の活動内容、研修生数、職員数から判断し、配置計画および数量の調整が必要となる機材。最低限必要な台数以上の機材（非効率、重複する機材）。

×：個別検討により計画に含まない機材。

- 総合判定

○：妥当であると判断し計画対象とする機材。

×：計画に含めない機材。

機材ごとに検討した結果は付属 - 1 「要請機材の検討表」のとおりである。

## (2) 主要要請機材の検討

### 視聴覚機材

- ・液晶プロジェクター ・ビジュアルプレゼンター ・TVモニター&VTRセット
- ・オーバーヘッドプロジェクター ・デジタルビデオカメラ

研修やセミナー開催時のプレゼンテーションおよび活動内容の記録に必要な機材。共用機材として施設内の様々な部屋で使用されることから、移動ラックに搭載させ可動性のある設計とする。

- ・拡大読書器(CCTV)

書籍、地図、印刷物などの資料をカメラで写しテレビモニター上に拡大する装置で、インフォメーションリソース室に設置し、弱視等の視力障害者のための資料閲覧用として用いる。

- ・CD図書再生機

デジタル音声システム(DAISY)方式で作成されたCD図書を再生する読書機で、晴眼者が読書をするのと同じように、拾い読み、ページの呼び出し、スキップ、読み上げスピードの調整ができるもので、インフォメーションリソース室に設置し、CD図書閲覧用に用いる。

### 放送関連機材

- ・スピーカーセット、携帯型 ・スピーカーセット、壁掛型

研修やセミナー開催時に用いる。マイクロフォンについては、バリアフリー対応としてワイヤレス型と上肢不自由者対応用にタイプイン型の2種類を構成に含む計画とする。

- ・同時通訳セット、携帯型

研修やセミナー開催時に用いる。特に近隣諸国との交流も計画されているため、3カ国の言語対応を想定した構成とする。また、施設内の様々な部屋で使用することを考慮して携帯型を計画する。

- ・会議セット

外部関連団体等との会合やセミナーの他、センター内での会議にて使用し、20名規模での使用を想定した計画とする。

### 教材作成用機材

- ・ビデオ編集システム

研修用の教材・資料の作成および広報資料の作成を行う。また、研修生が持ちこむビデオ

情報の編集にも使用する。

- ・点字プリンター

研修やセミナーで使用する点字文書の教材・資料作成に用いる。使用する用紙が専用用紙となり、さらに単票用紙と連続用紙があるため、用途が異なる2機種を計画する。また、動作中の音は非常に大きいため、騒音を軽減させるために防音箱を計画に含むこととする。

- ・立体コピー作成機

墨字情報をそのまま浮き出させて印刷する装置で、文字、イラスト、絵画、写真などを触知することが可能となる。自分自身で描いた文字や絵の確認や描画のトレーニングを始め、視覚障害者の創造性と表現力を養うために使用する。

### コンピューター関連機材

- ・コンピューターセットA

コンピューター研修室で行う研修全般に使用する。研修は講師2名が最大20人の研修生に対しての実施を可能とするものとし、視覚障害者や肢体障害者が使用するコンピューター操作補助装置セットを含むものとする。

- ・コンピューターセットB

インフォメーションリソース室にて情報検索用に使用する。外部からの対象施設訪問者に対して、対象施設の活動内容の紹介や様々な障害者支援情報を提供することを目的として2台計画する。

- ・コンピューターセットC

マルチメディアプロダクション室にて使用する。点字プリンター専用コンピューターとして、研修やセミナーで使用する点字文書の教材・資料作成に用いる。点字プリンターは単票用紙印刷用と連続用紙印刷用という用途、用紙が異なる2機種を計画していることから、それぞれのプリンター用に2台を計画する。

- ・コンピューターセットD

DAISY仕様のCD図書作成専用コンピューターとして、マルチメディアプロダクション室に1台を計画する。

- ・コンピューターセットE

研修やセミナーにおけるプレゼンテーション用として使用する。使用場所が多目的ホール、研修室、会議室等、多岐にわたるため、ラップトップ型を考慮したものとする。

- ・ネットワークセット

ネットワークは研修棟側に設置される研修・情報提供用のネットワークと、事務棟側に設置される事務管理用ネットワークの2系統を計画する。さらに、この2つのネットワークを接続して、事務管理用ネットワーク側の端末からは研修・情報提供用のネットワーク側へのアクセスは可能とするが、研修・情報提供用ネットワーク側の端末から事務管理用ネットワーク側へのアクセスはセキュリティー保持のため不可能とする。

#### バリアフリーデザイン家具

- ・ベッド ・ベッドサイドキャビネット ・サイドユニット ・ワードローブ
- ・机 ・椅子

障害者にとって使いやすさを考慮した設計とする。

#### その他

- ・リフト付バス

必要とされる研修の活動内容から、20名までの乗車が可能なバスとする。研修生、介助者、講師、通訳等に乗せ、現場研修（各種関連団体訪問等）の移動に使用する。車椅子にて参加する研修生対応用にリフト付とし、6台の車椅子が搭載可能な設計とする。更に電動車椅子使用者にも配慮した設計とする。

- ・電動車椅子 ・車椅子、スタンディング型 ・車椅子、リクライニング型

研修に参加する重度障害者対応用として計画する。また、重度障害者の積極参加をすすめている自立生活研修においては不可欠な機材である。

- ・車椅子、手動標準型

松葉杖や整備不良の車椅子で参加した研修生の乗り換え用として用いる。また、外部からの訪問者の一時的な使用にも利用する。

- ・テーブル、書籍棚、収納キャビネット、収納ラック等

バリアフリー家具と同様に、障害者にとって使いやすさを考慮した設計とする。

本プロジェクトで整備すべきと判断された主要機材の仕様及び使用目的を表2-12に示す。



表 3 - 1 1 主要機材の仕様

機材名	主な仕様または構成	機材水準	台数	使用目的 機材水準の妥当性
液晶プロジェクター	1. LCDパネル：0.9インチ、TFTX3パネル 2. 画素数：1パネル786,432 3. レンズ（ズーム）：手動ズーム1.2倍 4. 照度：2000ルーメン 5. 投写画面サイズ（最小/最大）： 40インチ/300インチ	中級機種	3	研修やセミナー開催時に、主にコンピューターを使用したプレゼンテーションに使用する。
ビジュアル・プレゼンター	1. 光源 1) ズーム：電動ズーム最大10倍以上 2) フォーカス：オート/電動 3) アイリス：オート/手動 2. カメラ 1) 取込範囲：350X260 mm 2) 撮影素子：1/3または1/4インチCCD 3) 画素数：410,000画素以上	中級機種	2	研修やセミナー開催時に使用。主に資料の細部拡大や立体物資料のプレゼンテーションに使用する。
デジタルビデオカメラ	1. ビデオ方式：ミニDV方式 2. カメラ方式：PAL方式 3. CCD 1) 撮影素子：CCDX3 2) 総画素数：380,000画素以上 4. レンズ：電動10倍以上	中級機種	2	活動内容の記録や研修用の教材・資料などを作成に使用する。
スピーカーセット、携帯型	1. ワイヤレスミーティングアンプ 1) 出力：20ワット 2) 入力：マイクX1 AUX 3) ひずみ：10%以下 2. ワイヤレスマイク、タイピン型 1) 周波数レンジ：794-865MHz(UHF) 3. ワイヤレスマイク、手持ち型 1) 周波数レンジ：794-865MHz(UHF)	中級機種	3	施設内の様々な部屋での研修やセミナー開催時に使用する。マイクロフォンについては、ワイヤレス型とタイピン型の2種類を含むものとする。
同時通訳セット、携帯型	1. 卓上型送受信機 1) 送信チャンネル：5以上 2) RFキャリアパワー：5mW 2. 携帯型受信機 1) 受信チャンネル：5以上 2) 受信感度：25dB以上	中級機種	1	研修やセミナー開催時に使用。近隣諸国との交流も計画されているため、3カ国の言語対応を想定した構成とする。また、施設内の様々な部屋で使用されるため携帯型とする。
会議セット	1. 中央アンプ 1) 入力：マイク ライン 2) 出力：出力録音 2. 議長ユニット 1) 出力：録音ライン 内臓スピーカー 2) コントローラー：優先スイッチ 3. 出席者ユニット 1) 出力：録音ライン 内臓スピーカー 2) コントローラー：スピーカー、ON/OFFスイッチ	中級機種	1	外部関連団体等との会合やセミナーの他、対象施設内で行う20名規模での会議にて使用する。
スピーカーセット壁掛型	1. ミキサーアンプ 1) 出力レート：120W 2) 入力：1~3 2. ワイヤレスチューナーユニット 1) 受信周波数：794~865MHz 2) チャンネル：切り替え式	中級機種	1	多目的ホールでの研修やセミナー開催時に使用する。マイクロフォンについては、ワイヤレス型とタイピン型の2種類を含む。
ビデオ編集システム	1. タイプ：コンピューターベース 2. 対応システム：PAL/NTSC 3. 方式変換：PAL/NTSC 4. VTR：VHS/ミニDV方式 5. その他機能：アフレコ	中級機種	1	研修用の教材・資料の作成および広報資料の作成を行う。また、研修生が持ちこむビデオ情報の編集に使用する。

コンピュータ セットA	1. 本体 1) プロセッサ : ペンティアム4、2GHz以上 2) ハードディスク : 40GB 3) 光学ドライバー-DVD+CD-R/RW 4) LAN : 10/100Base-T, PCIイーサネット 2. モニター 1) ディスプレーサイズ : 17インチ, CRT	中級機種	1	コンピュータ研修全般に 使用。講師用2台、研修生用 20台とし、視覚障害者や肢 体障害者が使用するコンピ ューター操作補助装置セッ トを含む。
コンピュータ セットB	1. 本体 1) プロセッサ : ペンティアム4、2GHz以上 2) ハードディスク : 40GB 3) 光学ドライバー-DVD+CD-R/RW 4) LAN : 10/100Base-T, PCIイーサネット 2. モニター 1) ディスプレーサイズ : 17インチ, CRT	中級機種	2	講師用2台、研修生用20台 とし、視覚障害者や肢体障害 者が使用するコンピュータ ー操作補助装置セットを含 む。
コンピュータ セットC	1. 本体 1) プロセッサ : ペンティアム4、2GHz以上 2) ハードディスク : 40GB 3) 光学ドライバー-DVD+CD-R/RW 4) LAN : 10/100Base-T, PCIイーサネット 2. モニター 1) ディスプレーサイズ : 17インチ, CRT	中級機種	2	マルチメディアプロダクシ ョン室にて使用する。点字プ リント専用コンピュータ ーとして、研修やセミナーで 使用する点字文書の教材・資 料作成に用いる。
コンピュータ セットD	1. 本体 1) プロセッサ : ペンティアム4、2GHz以上 2) ハードディスク : 40GB 3) 光学ドライバー-DVD+CD-R/RW 4) LAN : 10/100Base-T, PCIイーサネット 2. モニター 1) ディスプレーサイズ : 17インチ, CRT	中級機種	1	デジタル音声システム (DAISY)仕様のCD図書作成 専用コンピュータとして 使用する。
コンピュータ セットE	1. 本体 1) プロセッサ : ペンティアム4、1.6GHz以上 2) 表示画面 : TFT液晶14インチ以上 3) ハードディスク : 40GB 4) 光学ドライバー-DVD+CD-R/RW 5) LAN : 10/100Base-T	中級機種	3	研修やセミナーにおけるプ レゼンテーション用として 使用する。使用場所が多目 的ホール、研修室、会議室等、 多岐にわたるため、ラップト ップ型の可搬性を考慮した ものとする。
ネットワーク セット	1. サーバセット 1) 型式 : タワー型 2) プロセッサ : ペンティアム4、2GHz以上 3) ディスプレー : 17インチCRT 4) ハードディスク : 120GB、RAID 5) 光学ドライバー-DVD+CD-R/RW 6) LAN : 10/100Base-TX	中級機種	1	ネットワークは研修棟側に 設置される研修・情報提供用 のネットワークと事務棟側 に設置される事務管理用ネ ットワークの2系統を計画 する。
点字プリンター、 単票用紙用	1. 用紙 : 単票用紙カッター付 2. 両サイドプリンター : 装備 3. 速度(両サイドプリンター) : 75文字/秒以上 4. 防音フード(ノイズ/材質) : 55dB(A)以下/ファイバークラス	中級機種	1	研修やセミナーで使用する 点字文書の教材・資料作成に 用いる。使用する用紙は単 票用紙である。
点字プリンター、 連続用紙用	1. 用紙 : 連続用紙 2. 両サイドプリンター : 装備 3. 速度(両サイドプリンター) : 75文字/秒以上 4. 防音フード(ノイズ/材質) : 60dB(A)以下 /ファイバークラスおよびノイズ吸収材質	中級機種	1	研修やセミナーで使用する 点字文書の教材・資料作成に 用いる。使用する用紙は連 続用紙である。

立体コピー作成機	1. 速度：10秒/枚以上 2. 対応アイテム：地図、記号、図、文字等 3. 安全装備：装備	中級機種	2	文字情報をそのまま浮き出させて印刷する装置で、文字、イラスト、絵画、写真などを触知することが可能となる。自分自身で描いた文字や絵の確認や描画のトレーニングを始め、視覚障害者の創造性と表現力を養うために使用する。
拡大読書器 (CCTV)	1. TVモニター：14インチ、カラー 2. カメラ：1/4インチCCD、 300000pixels以上 3. 拡大（最大/最小）：21倍以上/4倍以下 4. 表示モード：カラー、白黒（-/+）	中級機種	2	書籍、地図、印刷物などの資料をカメラで写し、テレビモニター上に拡大する装置。インフォメーションルームに設置し、弱視等の視力障害者のための資料閲覧に用いる。
CD図書再生機	1. 型式：スロットイン型 2. 機能：録音、再生 3. 再生フォーマット： CD-DA, DAISY2.02, DAISY2.0, MP3 4. スピーカ：内臓 5. インターフェース：USBポート	中級機種	2	デジタル音声システム(DAISY)方式で作成されたCD図書を再生する読書機で、清眼者が読書するのと同じように、拾い読み、ページの呼び出し、スキップ、読み上げ速度の調整ができるもので、CD図書閲覧用に用いる。
電動車椅子	1. 型式：電動、大人用、折り畳み 2. 動作：操作レバー、調整式、右レバー 3. 駆動：後輪駆動 4. 電源電圧：充電式バッテリー、 24V又は12V(2個)(ゲルバッテリー)	中級機種	3	研修に参加する重度障害者対応用として計画する。特に、重度障害者の積極参加をすすめている自立生活研修においては不可欠な機材である。
リフト付きバス	1. 乗車定員：20名以上(車椅子含む) 2. 車椅子乗車定員：6台 3. 車椅子固定装置：4点固定式、埋め込み型 4. 昇降リフト：油圧式、電動	中級機種	1	研修生、介助者、講師、通訳等に乗せ、現場研修の移動に使用。6台の車椅子の搭載が可能であり、車椅子の研修生などが容易に乗降出来るようにリフト付きのバスとする。

### (3) 計画機材の内容

要請機材の検討により、本プロジェクトにおいて整備すべきと判断された機材内容は以下のとおりである。なお、機材配置については、付属資料の「機材配置表」に示す。

表3 - 12 計画機材リスト

計画番号	機材名	計画数量	調達国	生産国	必要代理店	
					消耗品・ 交換部品供給	維持管理
1	液晶プロジェクター	3	タイ	日本	○	
2	ビジュアルプレゼンター	2	タイ	日本/タイ	○	
3	デジタルビデオカメラ	2	タイ	日本	○	
4	スクリーン、壁掛型	4	タイ	タイ		
5	スクリーン、携帯型	4	タイ	タイ		
6	オーバーヘッドプロジェクター	1	タイ	日本	○	
7	スピーカーセット、携帯型	3	タイ	日本	○	○
8	同時通訳セット、携帯型	1	タイ	日本	○	○
9	会議セット	1	タイ	日本		○
10	スピーカーセット、壁掛型	1	タイ	日本	○	○

11	TV モニター&VTR セット	6	タイ	日本/タイ		
12	ビデオ編集システム	1	タイ	**	○	○
13	コンピューターセット A	1	タイ	**		○
14	コンピューターセット B	2	タイ	**		○
15	コンピューターセット C	2	タイ	**		○
16	コンピューターセット D	1	タイ	**		○
17	コンピューターセット E	3	タイ	**		○
18	ネットワークセット	1	タイ	**	○	○
19	スキャナー	1	タイ	**		○
20	レーザープリンター	1	タイ	**	○	○
21	コピー機	2	タイ	日本	○	○
22	プリンター	1	タイ	日本	○	○
23	製本機	1	タイ	日本/タイ	○	○
24	点字プリンター、単票用紙用	1	タイ	**	○	○
25	点字プリンター、連続用紙用	1	タイ	**	○	○
26	立体コピー作成機	2	タイ	**	○	○
27	拡大読書器(CCTV)	2	タイ	**	○	○
28	CD 図書再生機	2	タイ	日本		
29	ホワイトボード	4	タイ	タイ		
30	電動車椅子	3	タイ	**		○
31	車椅子、スタンディング型	2	日本/タイ	**		○
32	車椅子、リクライニング型	2	タイ	**		○
33	車椅子、手動標準型	6	タイ	**		
34	洗濯機	3	日本/タイ	**		
35	リネントロリー	2	タイ	タイ		
36	ランドリートロリー	2	タイ	タイ		
37	冷蔵庫、A 型	2	タイ	タイ		
38	冷蔵庫、B 型	15	タイ	タイ		
39	配膳トロリー	2	タイ	タイ		
40	リフト付きバス	1	日本/タイ	日本/タイ	○	○
41	救急セット	1	タイ	日本/タイ		
42	メンテナンス工具セット	1	日本/タイ	日本		
43	ベッド	32	タイ	タイ		
44	ベッドサイドキャビネット	32	タイ	タイ		
45	サイドユニット	15	タイ	タイ		
46	ワードローブ	32	タイ	タイ		
47	椅子、A 型	84	タイ	タイ		
48	椅子、B 型	20	タイ	タイ		
49	椅子、C 型	32	タイ	タイ		
50	椅子、D 型	80	タイ	タイ		
51	ロビー用椅子	12	タイ	タイ		
52	机、A 型	20	タイ	タイ		
53	机、B 型	20	タイ	タイ		
54	机、C 型	2	タイ	タイ		
55	机、D 型	2	タイ	タイ		
56	机、E 型	5	タイ	タイ		
57	机、F 型	2	タイ	タイ		
58	机、G 型	32	タイ	タイ		
59	会議用テーブル	1	タイ	タイ		
60	ロビー用テーブル	9	タイ	タイ		
61	丸形テーブル	1	タイ	タイ		
62	書籍棚	10	タイ	タイ		
63	マガジンラック	2	タイ	タイ		
64	ショーケース	3	タイ	タイ		
65	閲覧用机、A 型	2	タイ	タイ		
66	閲覧用机、B 型	2	タイ	タイ		
67	受付カウンター	1	タイ	タイ		
68	収納キャビネット	24	タイ	タイ		
69	収納ラック、A 型	18	タイ	タイ		
70	収納ラック、B 型	4	タイ	タイ		

71	ベンチ	4	タイ	タイ		
72	当直用ベッド	1	タイ	タイ		
73	厨房用冷蔵庫	1	タイ	タイ		
74	厨房用冷凍庫	1	タイ	タイ		
75	食堂用椅子	72	タイ	タイ		
76	食堂用テーブル	18	タイ	タイ		
77	シャワーチェア	9	タイ	タイ		

\* \* は第三国製品の可能性がある機材

### 3 - 2 - 3 基本設計図

要請施設の検討に基づいて計画した、以下の基本設計図を示す。

配置図

事務棟 1 階平面図

事務棟 2 階平面図

事務棟 3 階平面図

事務棟立面図

事務棟断面図

研修棟 1 階平面図

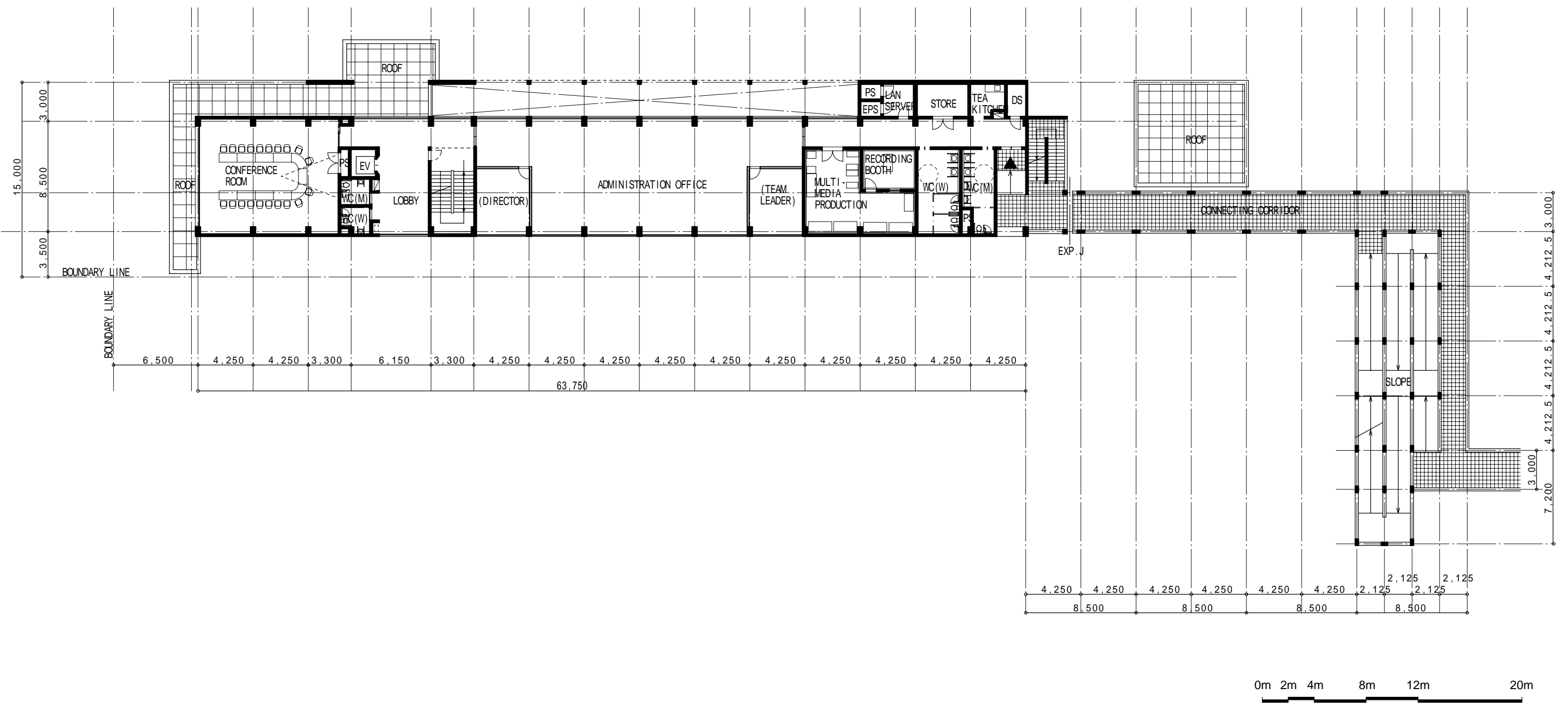
研修棟 2 階平面図

研修棟立面図

研修棟断面図

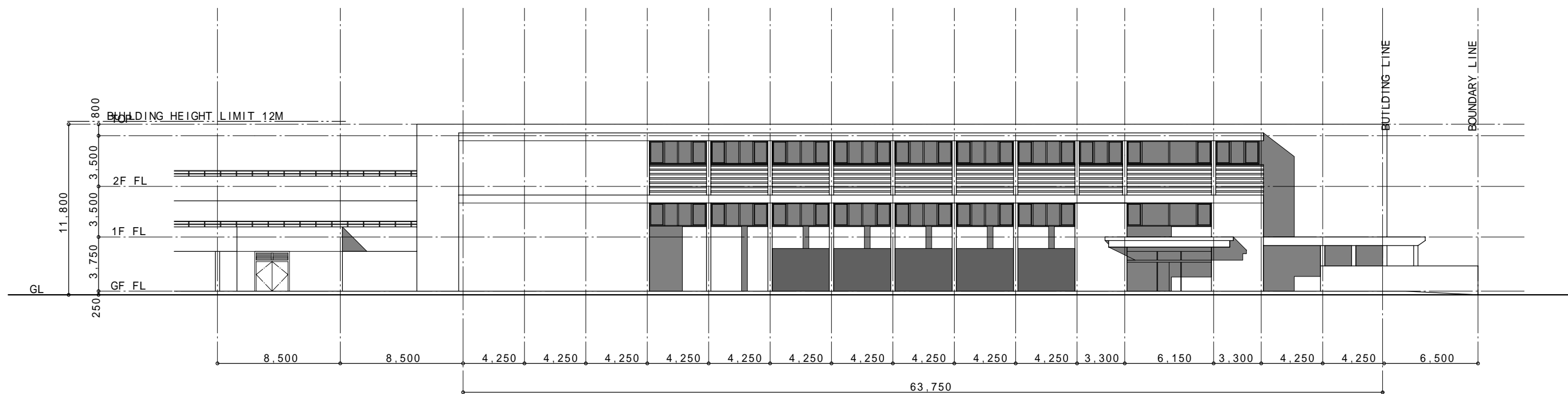




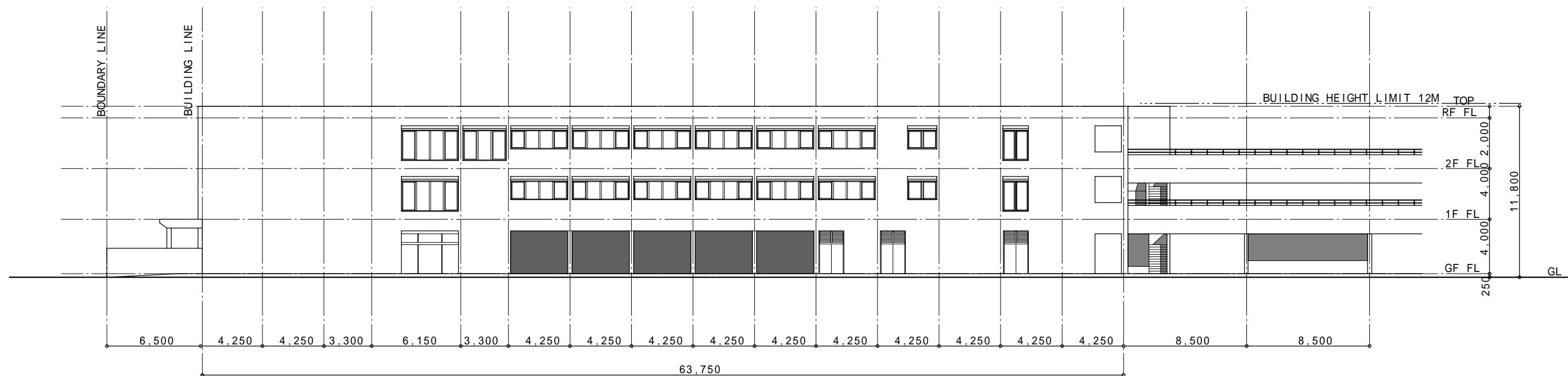






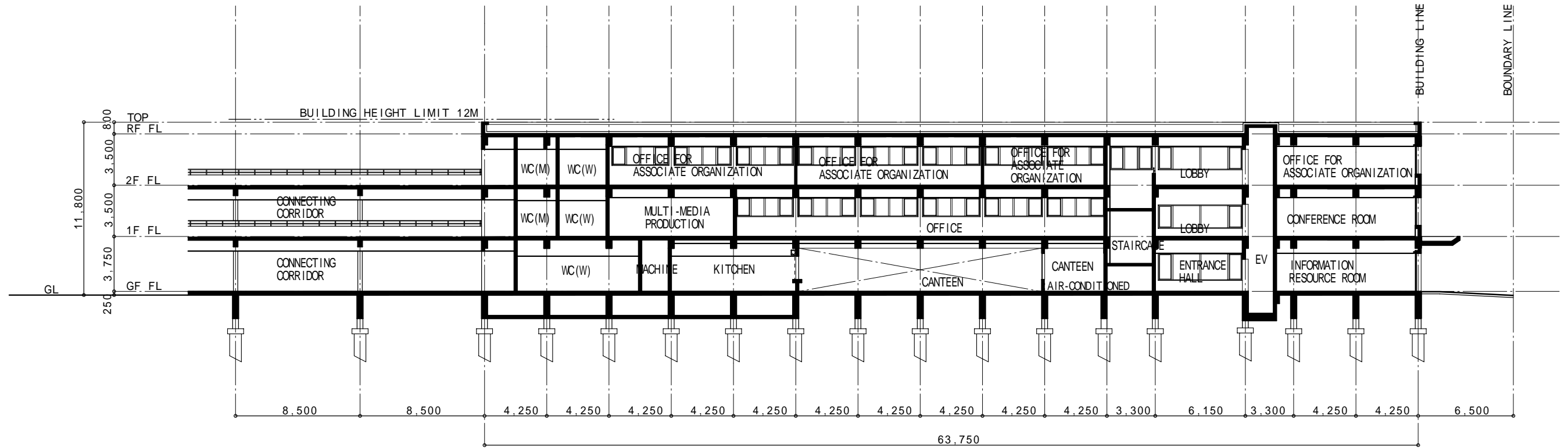


西立面图

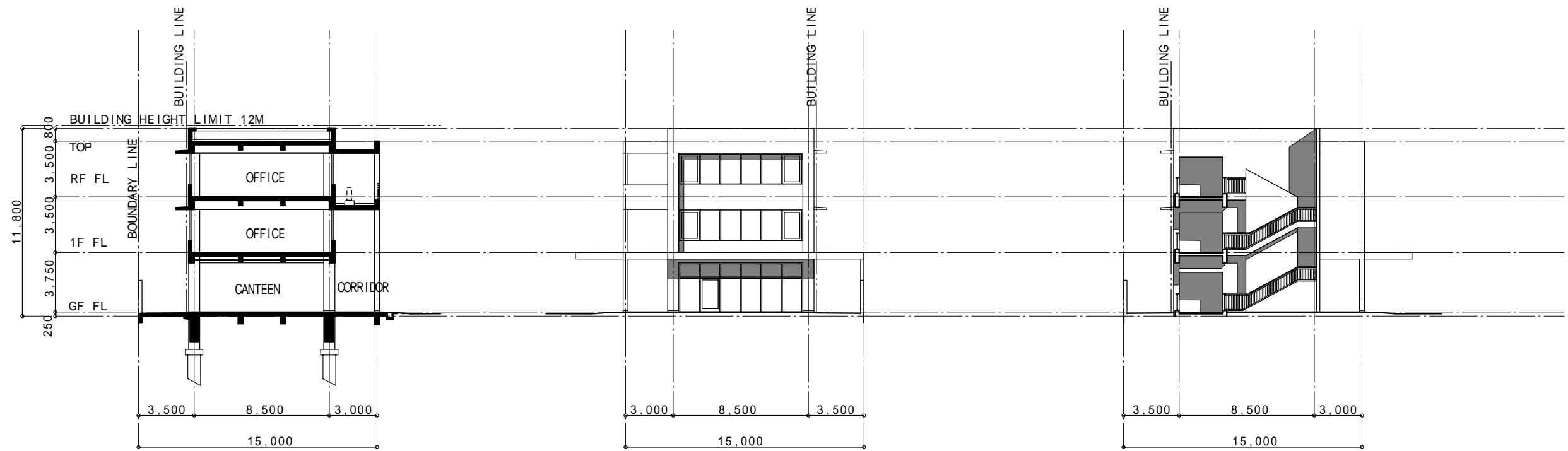


東立面图





断面図

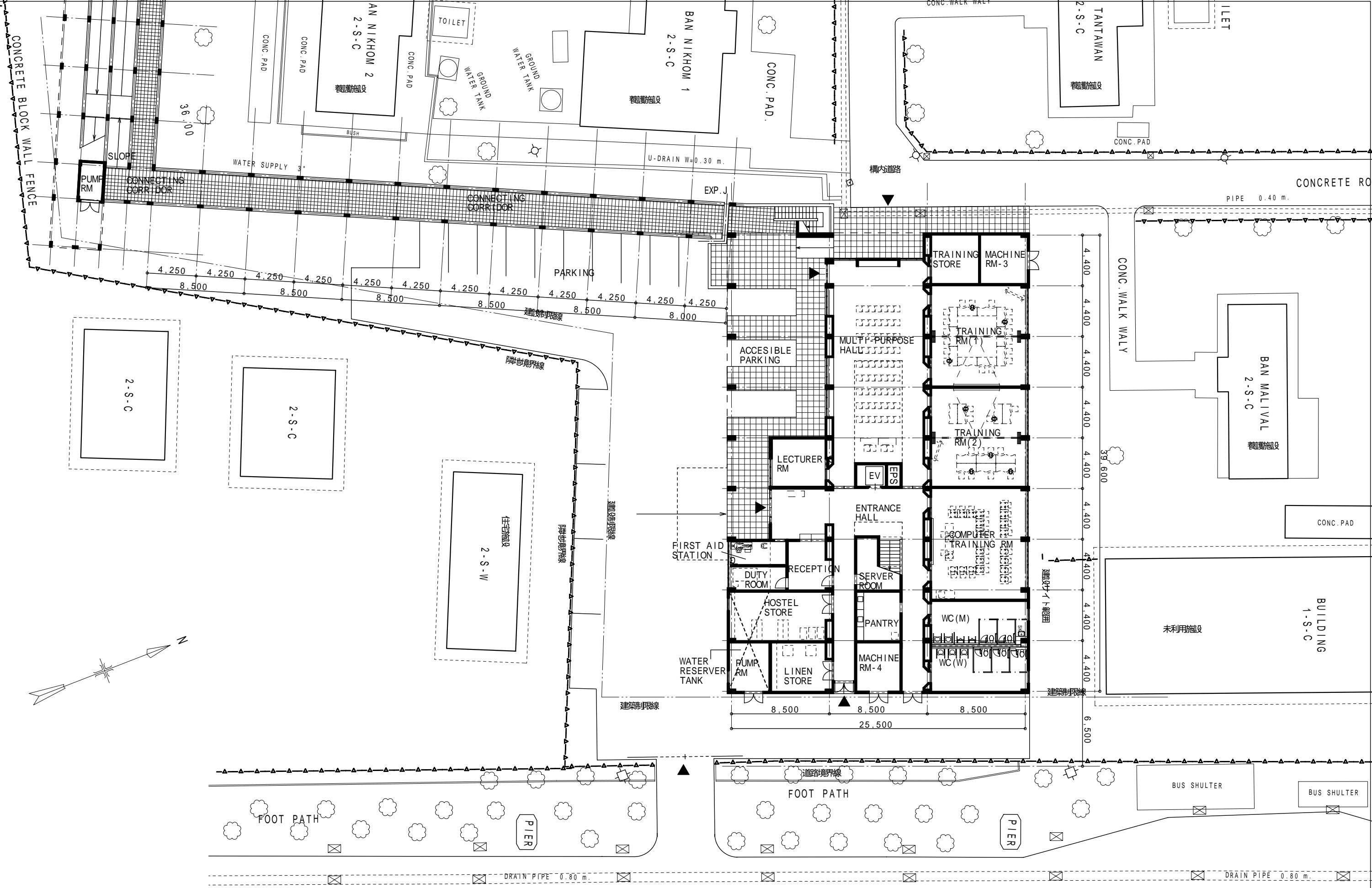


断面図

南立面図

北立面図

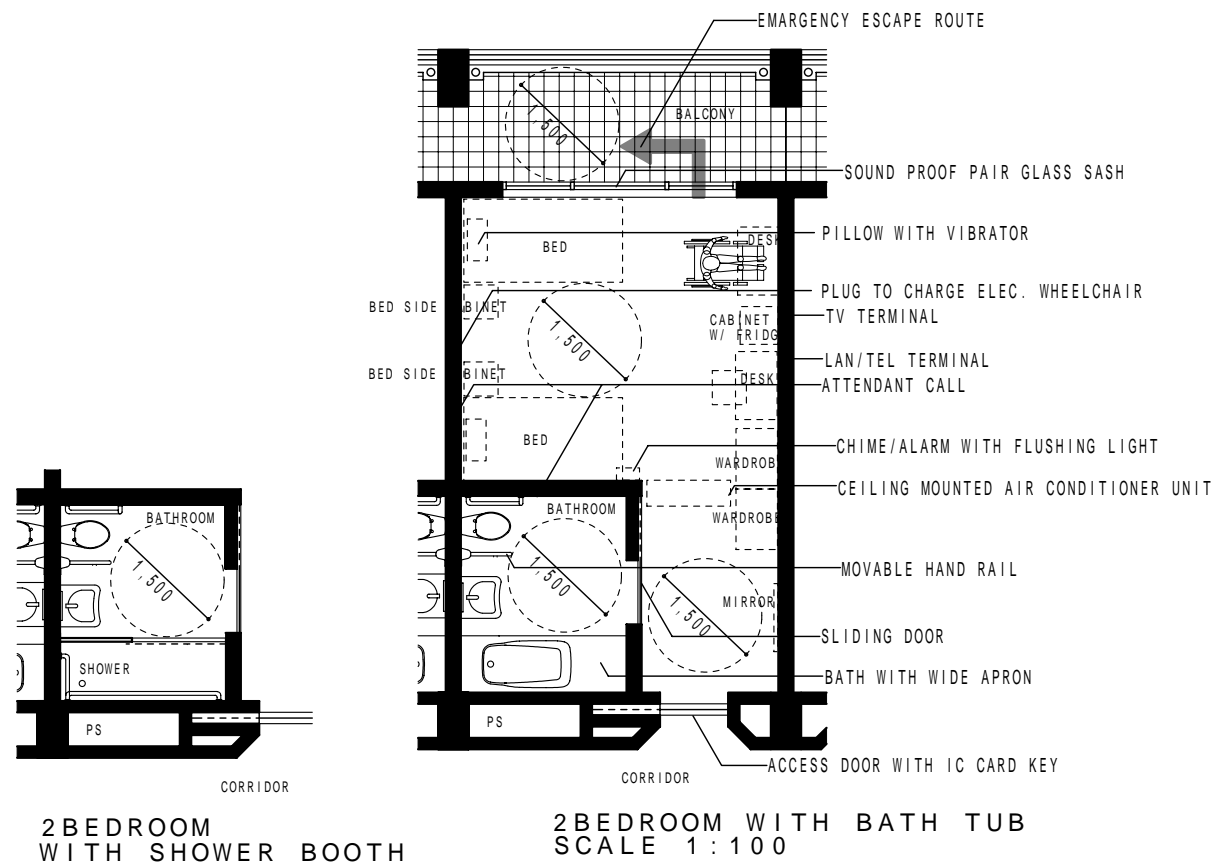
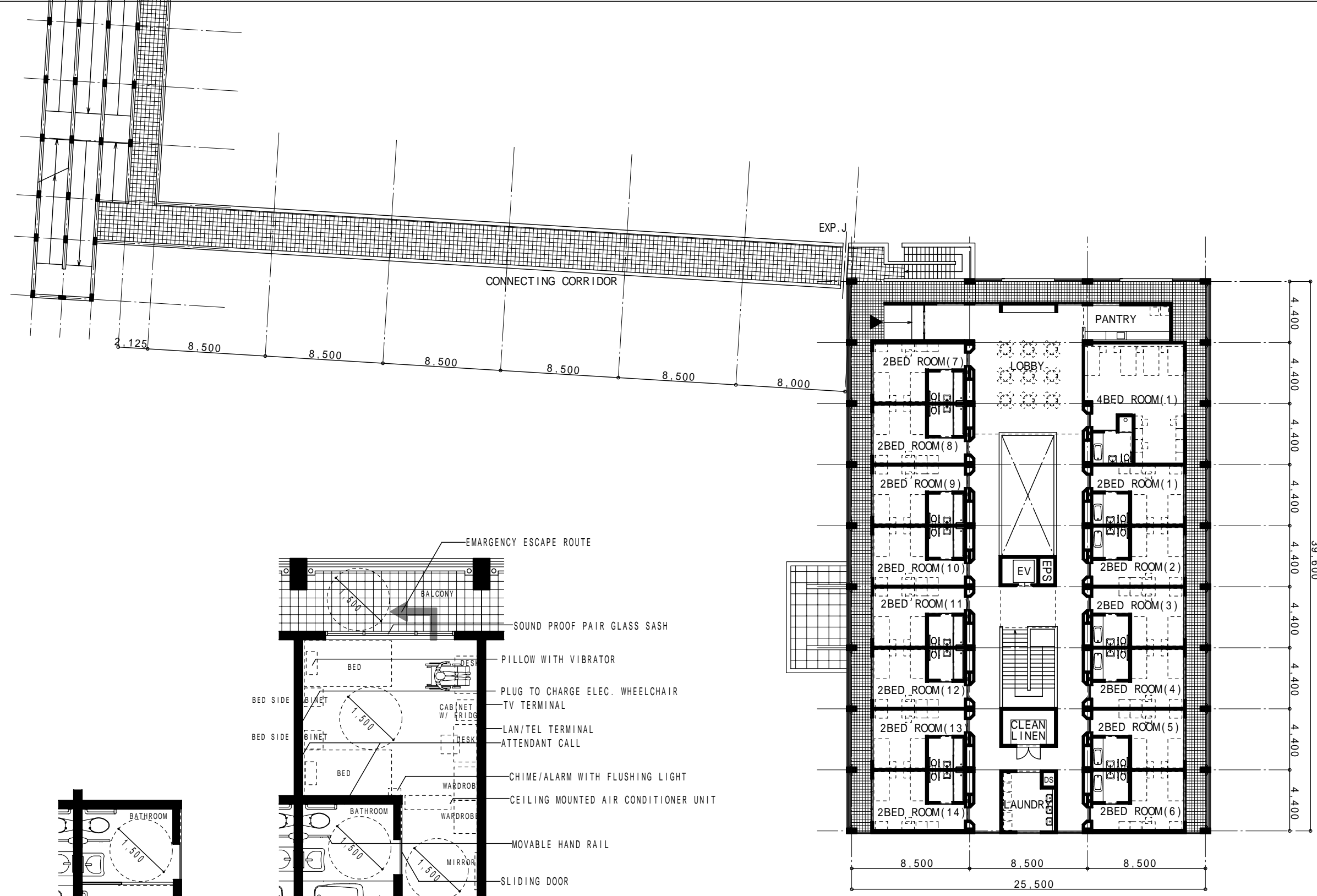




RAMA 6 ROAD.

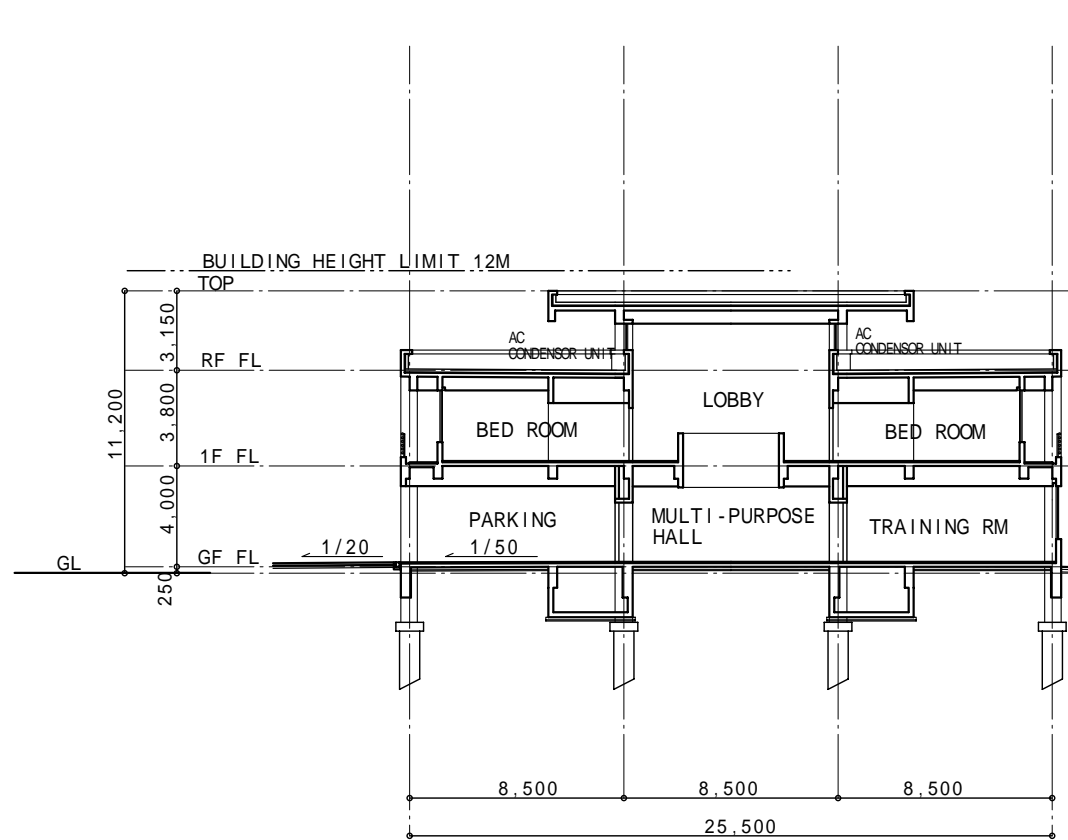
ラマ6世通り



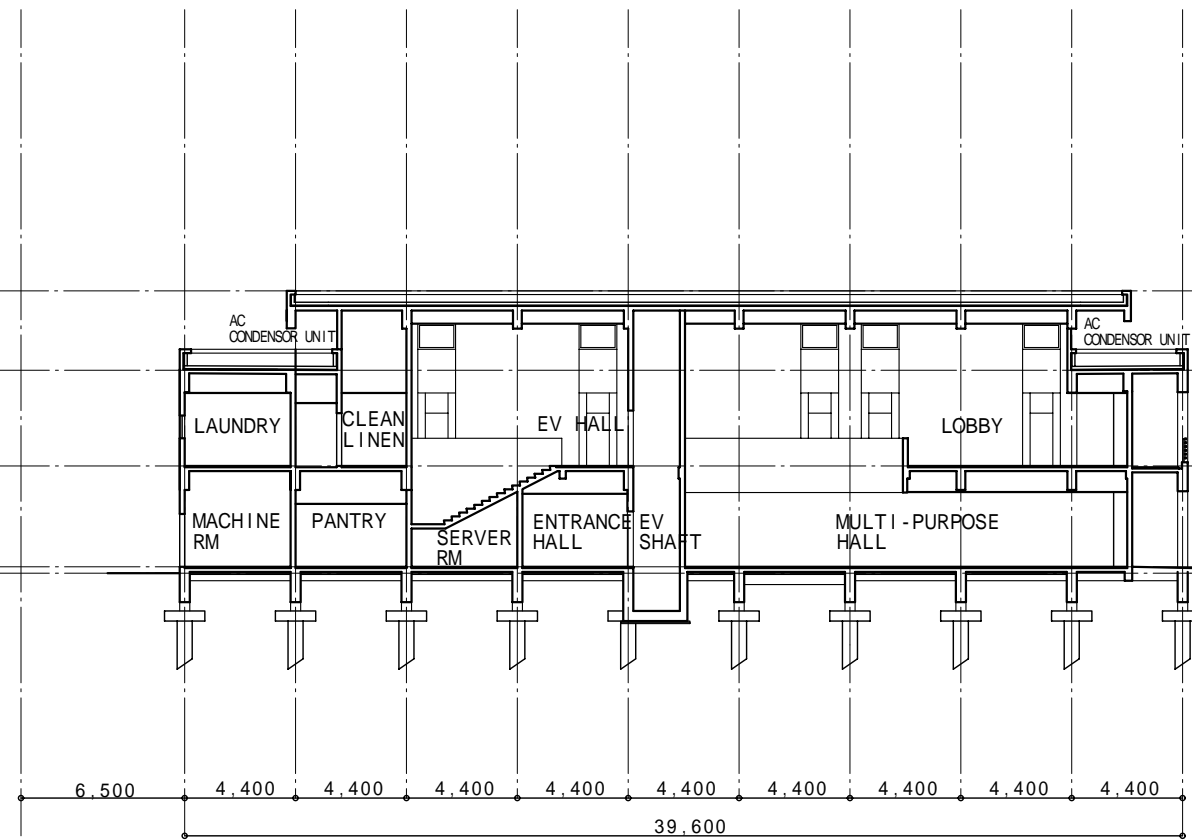


2BEDROOM WITH SHOWER BOOTH

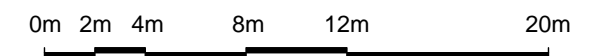
2BEDROOM WITH BATH TUB SCALE 1:100

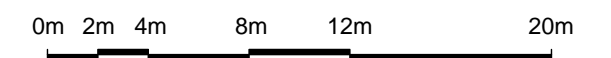
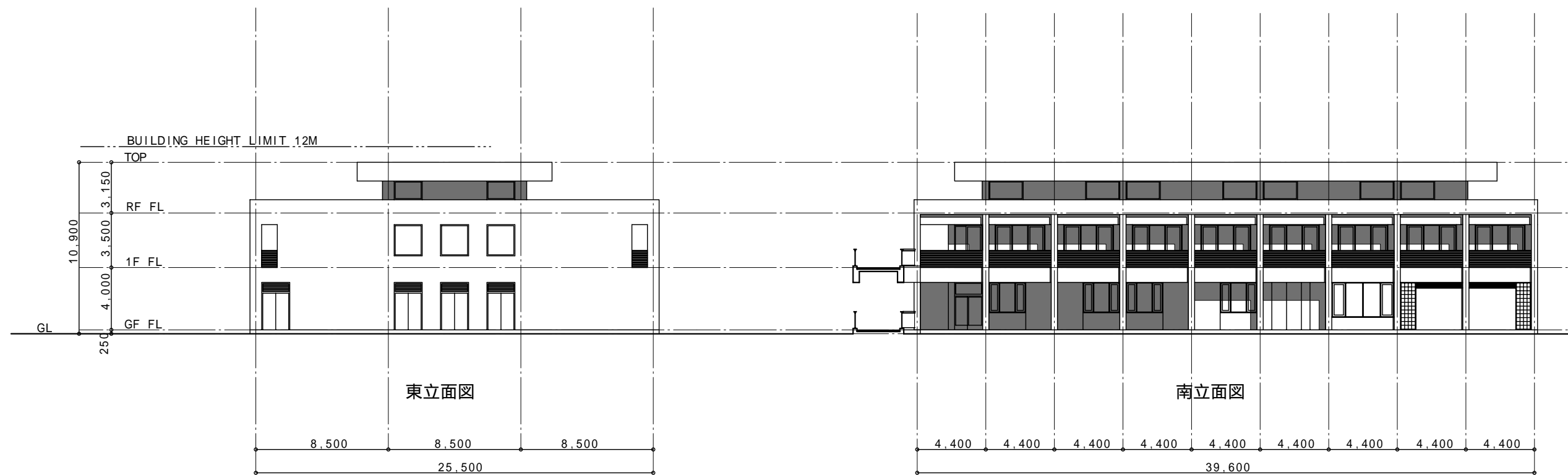
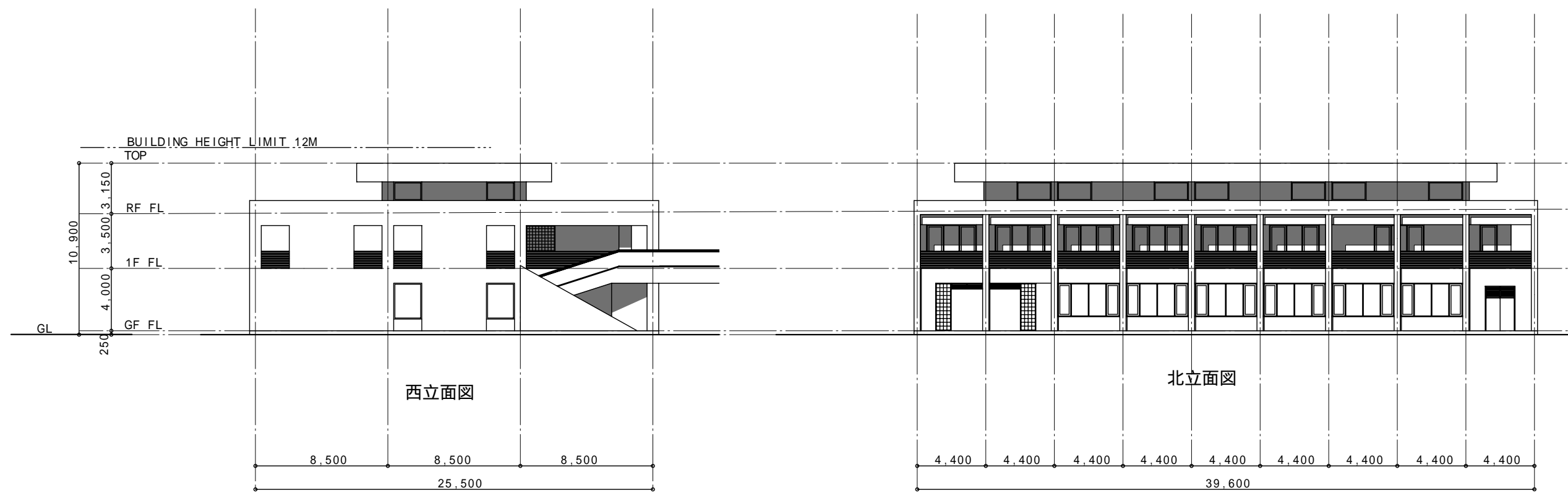


断面図



断面図





### 3 - 2 - 4 施工計画 / 調達計画

#### 3 - 2 - 4 - 1 施工方針 / 調達方針

本プロジェクトは、施設の建設工事と機材の調達・据付工事等からなり、日本側の協力範囲については、日本国政府の無償資金協力の枠組みに従って実施される。

本プロジェクトは、協力対象事業の内容が両国政府において承認され、交換公文(E/N)が署名された後、正式に実施されることになる。その後タイ国側と日本国法人のコンサルタントがコンサルタント契約を締結し、計画の実施設計作業に入る。実施設計図書の完成後、入札が実施され、入札により決定した日本国法人の施行業者および機材納入業者によって、それぞれ、施設の建設工事と機材の納入・据付工事等が実施されることになる。

#### (1) 計画実施体制

本プロジェクトの実施に当たっては社会開発人権保護省 児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局(前 労働社会福祉省 公共福祉局)が本プロジェクトの受入れ政府代表機関としての責任を負う。局長、又は副局長が本プロジェクトに関する公的書類の著名者となる。また、障害者保護事務局(前 障害者リハビリテーション委員会事務局)が本プロジェクトの業務実施機関となり、児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局(前 労働社会福祉省 公共福祉局)の下で本プロジェクトに伴う諸業務を実施する。

#### (2) コンサルタント

両国政府による交換公文(E/N)締結後、日本国のコンサルタントはただちに我が国の無償資金協力の手続きに従い、タイ国実施機関とコンサルタント契約を締結する。この契約に基づきコンサルタントは次の業務を実施する。

実施設計：実施設計図書(仕様書およびその他の技術資料)の作成

実施設計では、本基本設計調査に基づいて建築計画の詳細を決定し、建設工事及び機材調達に係る日本の請負会社選定のため、入札に必要な設計図書、仕様書、入札指示書、契約書案からなる入札図書の作成を行う。

入札：施工業者、機材納入業者の入札による選定、および調達契約に関する業務協力

入札に際しては、入札公告、入札参加願の受理、資格審査、入札図書の配布、応札書類の受理、入札結果評価等の入札業務を行うと共に、タイ国側の計画実施機関と請負会社との間の建設工事契約・機材調達契約に係る助言と日本国政府への報告等に関する業務協力を行う。



施工監理：施設建設工事、機材納入業者の監理および機材の据付・操作保守指導の監理

施工監理とは、施工業者・機材調達業者の業務が契約書どおりに実施されているか否かを確認し、契約内容の適正な履行を確認する業務である。また事業を実施促進するため、公正な立場に立って指導、助言、調整を行うことであり、その内容は次の業務よりなる。

- 施工業者 / 機材調達業者に対する指導・助言・調整

施工工程、施工計画、建設資機材調達計画、機材調達・据付け計画等の検討を行い、施工業者 / 機材調達業者に対する指導・助言・調整を行う。

- 施工図・製作図等の検査、及び承認

施工業者 / 機材調達業者から提出される施工図・製作図・書類等の検査、指導を行い承認を与える。

- 建設資機材・機材の確認、及び承認

施工業者 / 機材調達業者が調達しようとする建設資機材および機材と契約図書との整合性を確認し、その採用に対する承認を与える。

- 工事検査

必要に応じ、建築用部品及び機材の製造工程における検査に立会い、品質及び性能の確保にあたる。

- 工事進捗状況の報告

施工工程と施工現場の現況を把握し、工事の進捗状況を両国側に報告する。

- 竣工検査及び試運転

施設や機材の竣工検査、及び試運転検査を行い、契約図書内容に合致していることを確認し、検査完了書をタイ国側に提出する。

- 建築設備・機材操作トレーニング

本プロジェクトの設備機器・機材の中には操作上、また維持管理上の知識を必要とするものが含まれる。このため、これらの機材については施工業者、機材調達業者により据付・調整・試運転の期間を通して、タイ国側の関係者に操作法、故障修復・修理技術を修得してもらうためのトレーニングを現場で行う必要がある。コンサルタントはこのトレーニング計画に対し指導・助言を与える。

(3) 施工業者および機材調達業者

施工業者および機材調達業者は、契約に基づき施設の建設と必要な建設資材、機材の供給、搬

入、据付を行い、タイ国側に対し当該機材の操作と維持管理に関する技術指導を行う。また、機材引渡し後においても、継続的に主要機材のスベアパーツおよび消耗品の保証期間中の無償供給または有償供給、技術指導を受けられるよう、メーカー代理店との協力のもとに後方支援を行う。

#### (4) 国際協力事業団

国際協力事業団は、本計画が無償資金協力の制度に従って適切に実施されるようタイ側実施機関とコンサルタント、施工業者、機材納入業者との契約の締結およびその実施状況に関し必要な調査等を行う。また、必要に応じて事業主体と協議し、本協力対象事業の実施促進を行う。

### 3 - 2 - 4 - 2 施工上 / 調達上の留意事項

#### (1) 施工

##### 建設法規・建設許可手続き

タイ国では、施設計画・建設にかかわる諸基準が定められている。詳細設計完了後、建設着工前にタイ国実施機関より、バンコク市に計画通知を行い、同基準に基づいて設計した所定の詳細設計図面、設計計算書等を提出する必要がある。またタイ国には独自の工業規格があり、消防規制に関連する建設材料や設備製品は同国の基準に準拠したものを採用する必要がある。

##### 近隣への影響の配慮

本プロジェクトのサイト内には、女児養護施設や公共福祉局の事務所、宿舍等が点在している。さらにサイト近隣には多くの病院が存在する。このため、建設工事実施により、騒音・振動・廃棄物・渋滞等の影響を及ぼさないよう留意して施工計画を行う必要がある。

#### (2) 機材調達

##### スケジュール管理について

機材調達は新設される施設が対象となることから、機材の搬入、据付、検査、トレーニング等は、建設工事関係者と機材調達業者およびコンサルタントが相互の協力体制を通じて据付工事期間の綿密なるスケジュール管理を行う必要がある。

##### 技術者の必要性

調達された機材が引渡し後に正常に作動し、効果的に使用されるように機材の正しい操作方法や維持管理の方法を習得することは、極めて重要なことである。本協力対象事業においては、機材の据付・調整作業、操作および維持管理指導のために製造業者または現地代理店の技術

者等の派遣が必要となる。

### 3 - 2 - 4 - 3 施工区分 / 調達据付区分

#### ( 1 ) 施工区分

##### 日本国政府の無償資金協力による負担工事

- 基本設計報告書に記載された建物の施工
- 建物の電気設備、空調設備、衛生設備等の付帯設備
- プロジェクトサイト内の電力、給排水等のインフラ設備
- 仮囲い、資材保管庫等の工事用仮設建造物の設置および撤去
- 工事用の電力、水道、電話料金の支払い
- タイ国への輸送
- タイ国内の内陸輸送

##### タイ国政府による負担工事

- 本計画の施設建設に必要な敷地の確保
- 建設予定地にある建物、構造物、廃棄物、樹木等の建設に障害となるものの撤去
- 植栽・芝貼等の造園工事
- 敷地境界塀の建設
- 敷地境界までの電力引込み
- 敷地境界までの電話線の延伸
- 敷地境界までの上下水道、雨水排水幹線の延伸
- 敷地内の既設公共下水管の盛り替え
- 工事期間中の仮設事務所、作業場、資材置場等の敷地提供
- 工事期間中の建設予定地への工事用仮設電力、水道、電話の接続

#### ( 2 ) 調達・据付区分

##### 日本国政府による負担工事

- 本協力対象事業機材の調達および対象施設までの輸送と搬入
- 本協力対象事業機材の据付および試運転調整
- 本協力対象事業機材の操作、保守の説明・指導

##### タイ国政府による負担工事

- 機材の一時保管場所の提供

- 機材搬入路の確保
- 免税措置（タイ国が課す関税・国内税の免除）

### 3 - 2 - 4 - 4 施工監理計画 / 調達監理計画

#### (1) 監理方針

日本政府が行う無償資金協力の方法に基づき、コンサルタントは基本設計の主旨を踏まえ、実施設業務のため一貫したプロジェクト遂行チームを編成し、円滑な業務実施を行う。施工監理、調達監理にかかる方針は次のとおりである。

- 両国関係機関の担当者と密接な連絡を行い、遅滞なく施設建設・機材調達の完了を目指す
- 施工業者、機材納入業者とその関係者に対し、公正な立場にたつて迅速かつ適切な指導・助言を行う。
- 機材据付および引渡し後の機材監理について適切な指導・助言を行う。
- 建設工事および機材据付が終了し、契約条件が遂行されたことを確認のうえ、施設、及び機材の引渡しに立会い、タイ国側の受領承認を得て業務を完了させる。

#### (2) 監理計画

コンサルタントは上記の業務を遂行するに当たり本協力対象事業の規模から判断し、全工程を通して技術者1名をタイ国に派遣するものとする。この他、工事の進捗に応じ、適宜、技術者を現場に派遣し、必要な検査・指導・調整にあたらせると共に、日本国内にも担当技術者を配置し、現地との連絡業務、及びバックアップにあたる体制を確立する。また、日本国政府関係者に対し、本計画の進捗状況・支払手続・竣工引き渡し等に関する必要諸事項の報告を行う。

### 3 - 2 - 4 - 5 品質管理計画

本計画での建設工事にかかる施工監理にあたっては、建設工事の所定の品質水準を確保するため、原則として下記のようなタイ国、または日本の規格に基準に基づいて施工監理を実施する。

表 3 - 1 3 品質管理基準等

工事	主な品質管理基準			備考
	項目	目標値	検査方法	
土工事	法面角度 床精度 地業高さ 捨コンクリート高さ	計画値以内 +0 ~ -5cm 以内 +0 ~ -3cm 以内 ± 1cm 以内	スラントゲージ、目視 レベル、目視 同上 同上	コンサルタントは施工者に検査項目、目標値、検査内容、試験方法、養生方法、施工方法等を記した施工要領書を事前に作成させて確認する。

鉄筋工事	鉄筋かぶり厚	土に接しない部分 30m/m 土に接する部分 基礎 60m/m その他 40m/m	目視、測定	同上
	加工精度	あばら筋・帯筋(許容量) ± 5m/m その他 ± 10m/m		
	引張り試験	各径の鉄筋 20t に 1 回供試体 2 本(現場抜き取り)	工場での試験立合い	
コンクリート工事 (生コンクリート)	圧縮強度	設計強度 210kg/cm <sup>2</sup> 以上	1 回の打設毎、かつ 150m <sup>3</sup> 毎に供試体 3 個 × 3 種(試験場立合い)	同上
	スラップ値	15cm ± 2.5cm	1 回の打設毎、かつ 150m <sup>3</sup> 毎に実施(現場立合い)	
	塩化物量	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	同上	
組積工事	圧縮強度 その他の材料 (セメント、鉄筋)	40 ~ 70kg/cm <sup>2</sup>	メーカーでの試験立合い 目視	同上
左官工事 塗装工事 屋根防水工事 建具工事	材料・保管方法・ 施工法・調合・塗り厚・養生・精度			同上
給排水工事	給水管 排水管	加圧テスト 満水テスト	立合い確認	同上
電気工事	電線	絶縁テスト 通電テスト	同上	同上

### 3 - 2 - 4 - 6 資機材等調達計画

#### (1) 建設工事

主要な建設資材はタイ国で製造・販売されている。また、タイ国では、欧米や日本の主要建設材料メーカーの輸出向け生産工場も多数存在する。以上の状況から、現地で普及している建設資機材の大部分は現地代理店から購入することが可能であり、維持管理等を含め、現地調達に特段の問題はない。本計画に必要な建設資材、電気・衛生・空調設備用資機材の調達先を以下の表に示す。

表 3 - 1 4 資機材調達先等

	資機材名	調達国	備考
建築資材	セメント	タイ	国産品、TIS 基準による
	砂・砂利	タイ	国産品
	鉄筋	タイ	国産品
	型枠・木材	タイ	国産品
	アルミ製建具	タイ	国産品
	鋼製建具	タイ	国産品
	建具金物	タイ	国産品、輸入品(市場流通品)
	壁用レンガ	タイ	国産品
	床用タイル	タイ	国産品、輸入品(市場流通品)
	塗料	タイ	国産品

電気設備	受電・分電盤	タイ	国産品、部品輸入国内組立品
	照明器具	タイ	国産品、部品輸入国内組立品
	電線管(硬質塩ビ管)	タイ	国産品
	電線・ケーブル	タイ	国産品
空調	空調機	タイ	国産品(部品輸入国内組立品)
	換気扇	タイ	国産品
衛生設備	ポンプ	タイ	輸入品であるが一般市場流通品を調達
	衛生器具	タイ	国産品
	給排水管(硬質塩ビ管)	タイ	国産品
	水槽類	タイ	国産品

## ( 2 ) 機材調達

### 機材調達

交換部品や消耗品を必要としない機材については、日本国製品またはタイ国製品を調達することとする。一方、交換部品や消耗品を必要とする機材およびメーカー自身による保守管理サービスの提供が求められる機材については、タイ国内で部品供給が可能な代理店または保守管理サービスの提供が行える代理店を有するメーカーの機材を調達することとし、第三国製品の調達も検討する。

本協力対象事業において、第三国製品として想定される機材および現地代理店または支店が必要となる機材については、表 3 - 1 1 「計画機材リスト」に示した。

### 輸送方法

機材は全て現地調達を予定しているため、納入業者の責任により安全に直接サイトまで搬送される。

## 3 - 2 - 4 - 7 実施工程

本プロジェクトの実施に関し、日本とタイ両国間で交換公文が締結された場合、以下の各段階を経て施設の建設、機材の供与が実施される。

### ( 1 ) 実施設計業務

コンサルタントは、タイ国政府の計画実施機関である社会・人間開発省児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局とコンサルタント契約を締結後、基本設計調査報告書に基づき、詳細設計図、仕様書、入札関係書類等の作成を行う。この間、タイ国側関係者と協議の上、各設計図書の承認を得るものとする。

### ( 2 ) 入札業務

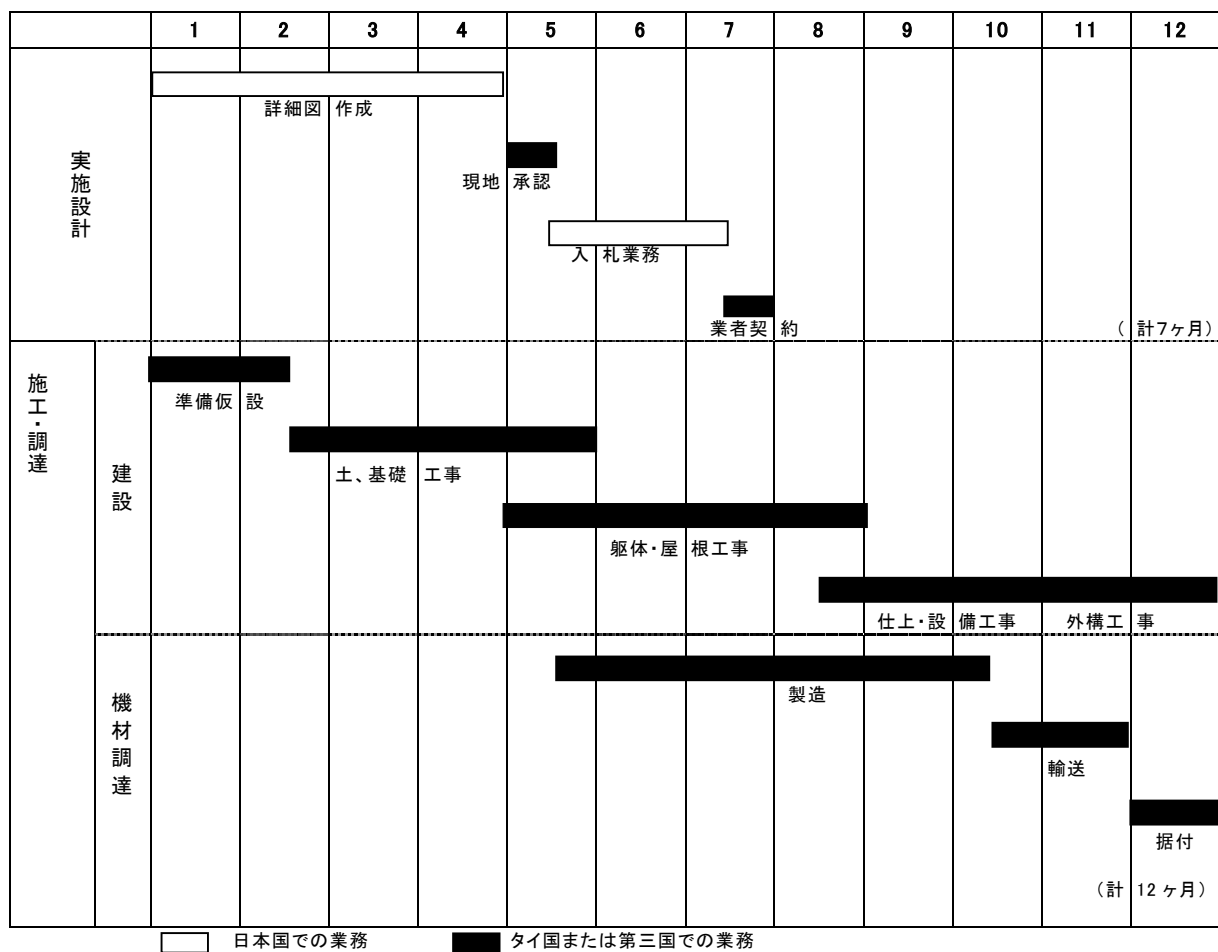
機材調達、建設工事の請負業者は入札により決定される。入札は、入札公示、入札参加者の事

前資格審査、入札用設計図書説明及び入札図書の配付、同質疑応答、入札、入札評価、業者契約の順に行われる。なお、この期間を利用してタイ国実施機関は、土地利用許可、建設承認、業務用ビザ発給等の建設工事着工前に必要な各種申請手続きを行い、着工前までに許可を取得する。コンサルタントはこれを補佐する。

(3) 建設工事、及び機材工事

本計画の施設内容、規模、及び現地建設事情から判断し、建設資材の調達が順調に行われるとすれば、本計画施設に係わる工期は機材据付を含めて12ヶ月を要すると想定される。

表3 - 15 業務実施工程表



### 3 - 3 相手国側分担事業の概要

本プロジェクトの実施に当たり、タイ国側の計画実施機関は以下に記載する負担工事を、定められた期限内に完了する必要がある。

#### 建設開始前の施設建設許可の取得

実施機関より担当省庁に施設建設の申請を行い、建設許可を取得する必要がある。

施設建設予定地に存在する構造物、廃棄物、樹木等の建設に障害となるものの撤去

門扉・塀、門衛所の建設及び造園その他必要となる外構工事の実施

施設計画に整合した敷地境界塀、門扉、および必要に応じて門衛所の建設、敷地内の造園を行う必要がある。

電気、上水、下水、電話線等のインフラ幹線設備の敷地境界までの延伸工事の実施

工事期間中の仮設事務所、作業場、資材置場等の敷地提供、工事期間中の建設予定地への工事用仮設電力、水道、電話の接続

供与施設・機材の適切な運営維持管理

本計画により建設された施設および調達された機材が適正かつ効果的に活用かつ維持され、並びにそのために必要な要員を確保する。また、日本側負担以外で計画の実施のために必要な維持・管理費全ての経費を負担すること

銀行間取極めによる支払い授權手数料等、手数料の支払い

輸入資機材の港における陸揚げ、通関等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保  
認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、VAT等の内国税をはじめとする財政課徴金の支払いの免除

認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与

計画実施に必要な許可、免許、その他の必要措置の取得

その他日本国側負担範囲以外に必要な全ての支出の負担



### 3 - 4 プロジェクトの運営・維持管理計画

#### (1) 運営計画

##### 人員配置

想定される施設内容から、研修期間中は以下の人員が必要になると試算される。

表 3 - 1 6 新設センターの人員配置

職種	人数	備考
所長	1	
副所長	1	
事務長	1	
部門長	3	3 部門に各 1 名ずつ配置
部門上級事務員	3	同上
部門一般事務員	3	同上
ホステル職員	4	宿泊室管理、ベッドメイキング等を実施
食堂職員	4	調理、配膳等を実施
運転手	2	センター所有のバス、乗用車の運転を実施
警備員	2	門衛業務を実施
補助作業員	4	清掃等の作業を実施
合計	28	

主要人員は本計画の実施機関より本センターへ配置され、その他、外部委託契約により清掃、警備、ビル管理に必要な人員が雇用される。本計画の実施機関である前公共福祉局の人員が公務員 4,223 名、常雇職員 4,065 名（2000 年現在）であることを考慮すると本センターへの人員配置は可能である。

##### 予算計画

運営予算としては既に、本センターの「公益法人化」へ移行の準備資金として 5 年間に渡り年間 500 万パーツが予算化されている。また、職員の人件費は基本的に前公共福祉局から別予算として供出される。但し、センターの清掃、警備については外部委託される予定であり、このための委託費は予算に含まれる。これに不足する分については Franklin Delane Roosevelt 国際障害賞の賞金(5 万米ドル)を基金として、さらにこれを基に他の団体から基金を募り、これらの利子を施設の運営に活用する予定である。

前公共福祉局の 2000 年度予算は 44 億 9,686 万パーツであり、本センターの予算はこれの約 0.1% に過ぎないことから、本センターへの予算配分は十分可能であると判断される。

#### (2) 維持管理計画

施設の維持管理に関しては、公共福祉局の技師の支援を受けることが可能であり、また外部の

サービスも必要に応じ利用可能なことから専門技術者の配置の必要は無く、ガラス交換など日常的な保守担当者の配置で十分である。

### 3 - 5 プロジェクトの概算事業費

#### 3 - 5 - 1 協力対象事業の概算事業費

本協力対象事業を実施する場合に必要な事業費総額は、5.40 億円となり、先に述べた日本とタイ国との負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記(3)に示す積算条件によれば、次のとおりと見積もられる。

##### (1) 日本側負担経費

表 3 - 17 日本側負担経費

事業費区分	合計金額
(1) 建設費	3.67 億円
ア．直接工事費	(2.92 億円)
イ．共通仮設費	(0.03 億円)
ウ．現場経費等	(0.44 億円)
エ．一般監理費等	(0.28 億円)
(2) 機材調達費	0.73 億円
(3) 設計監理費	1.00 億円
合 計	5.40 億円

##### (2) タイ国負担経費

電気・上水道・下水道・電話引込み費	400,000 パーツ (約 120 万円)
取り付け道路建設費	63,000 パーツ (約 19 万円)
敷地境界塀、門扉建設費	80,000 パーツ (約 24 万円)
家具・備品購入費	270,000 パーツ (約 80 万円)

##### (3) 積算条件

積算時点	平成 14 年 9 月
為替交換レート	1 タイパーツ = 2.98 円
施工期間	詳細設計、機材調達、建設工事の期間は工程表に示したとおり。
その他	本計画は、日本国政府の無償資金協力の制度に従い、実施されるものとする。

### 3 - 5 - 2 運営・維持管理費

#### ( 1 ) 建物の運営・維持管理費

新設センターの維持管理にかかる年間運営経費の試算を以下に示す。

表 3 - 1 8 新設センターの運転経費

項目	運営費(単位パーツ)	算定根拠・備考
電気代	1,740,000	計画施設年間電力使用量:約 465,000kwh
電話代	280,000	局線 24 回線、平日昼間 12 分/時間程度の使用を想定
水道代	37,000	計画施設使用水量:約 18,000 リットル/日
防災設備保守	36,000	毎月 3,000 パーツ程度
エレベーター保守	84,000	毎月 7,000 パーツ程度
合計	2,177,000	食堂で使用する燃料として LP ガスの経費が、年間約 100,000 パーツ強程度見込まれるが、この費用は食堂にて有償で提供される食事の価格に含まれるものとして算入しない。

これは、年間予算 500 万パーツの 40%程度であるが、職員の人件費やタイ国外からの研修生の研修費用は、この予算に含まれないため、上記の新設センターの維持管理費の確保に関して問題はない。清掃等の本協力対象事業にかかる運営費用については最優先され、十分に対応出来るものと判断される。

#### ( 2 ) 機材の運営・維持管理費

本協力対象事業を実施した場合、計画機材に必要な消耗品、交換部品、保守管理契約に伴う年間の運営・維持管理費は約 70 万パーツと試算される。機材毎に必要な消耗品、交換部品の内容は添付資料 8 のとおりである。

### 3 - 6 協力対象事業実施にあたっての留意事項

プロジェクトサイトは、社会・人間開発省 児童・青少年・貧困者・障害者・高齢者福祉振興局の所有する敷地の一角を占めている。プロジェクトサイト周囲の敷地は、女子児童が生活する養護施設として利用されているため高度にプライバシーとセキュリティーが要求される。このため、建設工事の施工計画策定にあたっては養護施設との周囲の生活を阻害しないように囲いを設け、また工事車両が生活空間を通過させない等の処置が必要となる。さらに夜間・休日の工事を極力避け、生活領域としての静謐性を確保する等の留意が必要である。

## 第4章 プロジェクトの妥当性の検証

## 第4章 プロジェクトの妥当性の検証

### 4 - 1 プロジェクトの効果

#### 4 - 1 - 1 直接効果

アジア太平洋障害者センターの施設、および機器が整備されることにより、アジア太平洋域内の障害者支援にかかり下記の効果が期待できる。

- ・ 年間約 120 名に対して障害者支援の分野に係る研修を実施することにより、域内各国の障害者支援活動に関わる人材の育成が可能となる。
- ・ 施設の全体にわたりバリアフリー設備が整備されることにより、障害者の研修への参加をはじめとして広く障害者の利用に対応した環境を提供できる。

#### 4 - 1 - 2 間接効果

本センターが設立されることによりアジア太平洋域内の障害者支援に係る以下の活動が可能となり、アジア太平洋域内における障害者の社会的地位の向上と社会参加が促進される。

- ・ 域内各国の障害者の指導にあたる人材が、本センターで研修を受けることにより、研修で得た知識の啓蒙や技能の実践を母国で行えるようになる。
- ・ 本センター開所後の 5 年間において、域内 30 カ国の障害者にかかる代表機関、および約 75 ヶ所の障害者関連機関とのネットワークが構築され、障害者支援にかかるデータベースの整備と情報の提供が可能となる。
- ・ センターが提供する情報を各国の障害者支援機関、NGO が利用可能になる
- ・ 障害者支援にかかる国際機関、各国の機関、NGO のネットワークが構築される。

### 4 - 2 課題・提言

本プロジェクト実施による効果が、特に技術協力プロジェクト終了後においても発現・持続するためには、以下に示す先方政府、関係機関の支援が不可欠である。

タイ国政府による継続的な本センター運営への支援

本センターの運営にかかる人員（約 28 名前後）と維持管理予算（年間約 500 万バーツ）の確保が、タイ国政府により確実に行われる必要がある。

アジア太平洋域内の関連機関の本センター活動への協力  
域内各国の障害者支援活動にかかる公的機関や NGO から、情報の提供、講師・研修  
員の派遣等につき本プロジェクトへの継続的な協力を得る必要がある。

#### 4 - 3 プロジェクトの妥当性

本プロジェクトは以下の利点を有しており、本協力対象事業を我が国の無償資金協力により実施する妥当性は高いと判断される。

本プロジェクトの裨益対象は、アジア太平洋地域の障害者でその数は約 3 億人（10  
人に 1 人）と推定される。

本プロジェクトはアジア太平洋地域の障害者のエンパワーメント化を促進するため  
に、域内各国の障害者支援にかかる人材の育成、情報の収集・提供、関連機関のネ  
ットワークの構築を支援するものである。

本プロジェクトで計画された施設・機材は、運営・維持管理に専門性の高い技術や過  
大な経費を必要とするものを含まないため、タイ国の実施機関により運営が可能で  
ある。

本協力対象事業は「タイ障害者の人権宣言」をはじめとするタイ国の障害者に対す  
る福祉政策および ESCAP 総会で採択された「アジア太平洋の 10 年」の目標達成に資  
するものである。

#### 4 - 4 結論

本プロジェクトは多大な効果が期待されると同時に、本プロジェクトが広くアジア太平洋地域の障  
害者のエンパワーメント化の促進に寄与するものであることから、協力事業の一部に対して、我が国  
の無償資金協力を実施することの妥当性が確認される。さらに、本プロジェクトの運営・維持管理費  
についても、相手国側体制は人員・資金ともに問題ないと判断される。

ただし前述の課題・提言で指摘した事項は、本協力対象事業の目的達成には不可欠な要素であるため、  
タイ国政府の確実な実施が必要である。